

## 平成29年第3回ニセコ町議会定例会 第1号

平成29年6月15日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 請願第 1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める請願  
(北海道索道協会 会長 安藤 茂 外3名、  
紹介議員 浜本和彦 外1名)
- 6 陳情第 1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」  
の採択を求める陳情  
(北海道医療労働組合連合会 執行委員長 鈴木 緑 外1名)
- 7 報告第 1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について
- 8 報告第 2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 9 報告第 3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 10 報告第 4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 11 報告第 5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について
- 12 報告第 6号 平成28年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 13 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(平成28年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 14 承認第 2号 専決処分した事件の承認について  
(平成28年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 15 承認第 3号 専決処分した事件の承認について  
(平成28年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 16 承認第 4号 専決処分した事件の承認について  
(平成28年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 17 承認第 5号 専決処分した事件の承認について  
(平成28年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 18 議案第 1号 農業委員の選任について
- 19 議案第 2号 農業委員の選任について
- 20 議案第 3号 農業委員の選任について
- 21 議案第 4号 農業委員の選任について
- 22 議案第 5号 農業委員の選任について

- 23 議案第 6号 農業委員の選任について
- 24 議案第 7号 農業委員の選任について
- 25 議案第 8号 農業委員の選任について
- 26 議案第 9号 農業委員の選任について
- 27 議案第10号 農業委員の選任について
- 28 議案第11号 農業委員の選任について
- 29 議案第12号 農業委員の選任について
- 30 議案第13号 農業委員の選任について
- 31 議案第14号 請負契約の締結について  
(近藤小学校校舎改修工事)
- 32 議案第15号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
(提案理由の説明)
- 33 議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について  
(提案理由の説明)
- 34 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について  
(提案理由の説明)
- 35 議案第18号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 36 議案第19号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 37 議案第20号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 38 議案第21号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 39 議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算  
(提案理由の説明)
- 40 議案第23号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算  
(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 木下 裕三 | 2番 浜本 和彦  |
| 3番 青羽 雄士 | 4番 斉藤 うめ子 |
| 5番 竹内 正貴 | 6番 三谷 典久  |
| 7番 篠原 正男 | 8番 新井 正治  |
| 9番 猪狩 一郎 | 10番 高橋 守  |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	林		知	己
会	計	千	葉	敬	貴
総	務	阿	部	信	幸
総	務	黒	瀧	敏	雄
企	画	山	本	契	太
税	務	芳	賀	善	範
町	民	横	山	俊	幸
保	健	折	内	光	洋
農	政	福	村	一	広
農	業	藤	田	明	彦
国	営	前	原	功	治
商	工	高	瀬	達	矢
建	設	石	山	康	行
上	下	桜	井	幸	則
総	務	川	埜	満	夫
財	政	小	松	弘	幸
監	査	菊	地		博
教	育	加	藤	紀	孝
学	校	佐	藤	寛	樹
町	民	高	田	生	二
学	校	酒	井	葉	子
給	食	荒	木	隆	志
セ	ン				
タ	ー				
ー					
セ	ン				
タ	ー				
ー					
農	業				
委	員				
会	長				

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（高橋 守君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回ニセコ町議会定例会を開催します。

◎開議の宣告

○議長（高橋 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、木下裕三君、2番、浜本和彦君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（高橋 守君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの7日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（高橋 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、阿部信幸君、総務課参事、黒瀧敏雄君、企画環境課長、山本契太君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、高瀬達矢君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、桜井幸則君、財政係長、川埜満寿夫君、監査委員、小松弘幸君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しておりますので、報告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、3月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（高橋 守君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。6月定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。

第3回ニセコ町議会定例会行政報告。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

それでは、行政報告書、1枚目をおめくりいただきまして1ページ目、総務課の関係であります。ニセコ町功労者懇談会を3月2日開催をしております。

その下、3として、後志町村会臨時総会を4月11日開催しております。この中で後志町村会長につきましては、就任後の任期の上限を3期6年ということを示し合わせるということが確認されました。また、本間古平町長が副会長としてご就任されておりましたが、勇退に伴いまして片岡寿都町長が副会長に就任をしているところでございます。

その下、4として、冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致期成会が6月1日札幌で開催をされております。

一番下であります。6として、北海道町村立高等学校自治体連絡協議会総会が4月20日札幌で開催されております。会長は左近音威子府村長であります。これら連絡会の動きによりまして、町立高校が過疎債対象になった、それから本年から北海道地域づくり総合交付金、俗称政策補助金とよく言っておるものが町村立高校も、これまで対象外というふうになっておりましたが、対象となるということで、本町にとっては、こうした要請活動が功を奏したということを楽しんでおるところでございます。

次、2ページ目ではありますが、庁舎整備等に係る議員協議会ということで、それぞれ議員協議会に職員を派遣させていただいているところであります。

その下、8として、泊原子力発電所の安全対策及び北海道電力の事業運営に関する報告ということで、4月17日、5月15日、それぞれ当町に担当者が来られて、現在の説明を受けているところでございます。

次、3ページ目、原子力の関係をずっと書いておりますが、3ページ目の10として、原子力政策に関する自治体向け説明会ということで5月26日札幌で開催されており、担当参事が出席しております。高レベル放射性廃棄物の最終処分についてということが主な議題となっておりますが、これは国全体の大きな問題でありますので、高レベル放射性廃棄物の最終処分がどのように進んでいるのかということに関してきちっとした情報を得て、町民の皆さんに説明する責任があるということで出席をさせていただいているものであります。

次、その下、12番目として、北部方面移動監視隊歓迎記念行事が4月16日倶知安町文化福祉セン

ター大ホールにおいて行われております。泊原発の危機管理を含めた北部方面移動監視隊が倶知安駐屯地に配置され、その歓迎会ということでございます。

また、13として、自衛隊葬送式ということで、5月27日陸上自衛隊丘珠駐屯地において開催といえますか、葬送式が行われております。これは、5月15日、緊急患者空輸依頼によって函館に向かっていた航空機が遭難するというので、隊員4名が殉職したことによる葬送式でございます。隊員の皆さんに心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、その下、陸上自衛隊の真駒内駐屯地の記念式があつて、それぞれ出席をしているところであります。

また、4ページ目、15として、町有財産（土地）の売却についてということで、記載のとおり売却を行っております。これにつきましては、補正予算の中で説明をさせていただきます。

また、その下、16として、職員の採用（4月1日付）ということで、5名の職員を採用しているところであります。

次、その下、企画環境課の関係であります。北海道新幹線及び高速道路の建設促進ということで1のところに記載ありますが、（1）で北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の道内と中央におけるお礼といえますか、感謝の活動を行っております。これは、これまでずっと小樽におけるジャンクション、言ってみればインターチェンジであります。札幌方面上りしか当初から予定をされておられませんので、ニセコ方面から小樽に向かったときにおり場がないということで、これでは救急医療、それから住民の生活移動、あるいは後志の観光にとって大変なマイナスであるということで、双方向のおり口といえますか、フルジャンクション化をずっと要請活動を行っております。このたびフルジャンクション化が決定したということでございます。

次、5ページ目を開いていただきまして、それぞれ北海道横断自動車道等の期成会の総会を記載のとおり行っております。

また、中ほどで（4）として、北海道新幹線しりべし協働会議総会ということで、これは倶知安商工会議所の会頭が会長を行いながら、新幹線のメリットを後志にということで活動しているものでございます。

その下、2として、後志総合開発期成会について、定期総会、それから5月24日、26日、それぞれ小樽・後志要望、それから北海道内要望を行ったところであります。また、この定期総会の中で、さきに勇退された本間古平町長の後を受けて、私が文教厚生部会長に就任をするということになっておりまして、この文教厚生部会部会長所属の町村職員が、それぞれ要請活動の企画等々、そういった案件については整理をして随行するというようになっておりますので、これら一部につきましては後日補正予算等で多少の予算措置をせざるを得ないということがありますので、ご了解をお願いを申し上げたいと思います。

次、6ページ目、これらの中央要望を6月1日行っておりまして、記載の各関係省庁に後志地域の課題について要請活動を行っているところでございます。

その下、3として、土地開発公社理事会を5月29日開催をしております。今後とも、住宅不足あるいは宅地の不足も現状としてあるものですから、理事会の中で審議をし、取り組み等について検

討してまいりたいというふうに考えております。

中ほど、5として、国際交流事業の実施状況、それぞれ記載のとおり国際交流の諸活動を行っております。

また、一番下であります、(4)として、JICA視察の受け入れということで、中南米の自治体職員や首長さんの受け入れ、それから7ページ目の頭にありますが、南アフリカの国の財務省の行政官が来られての視察等の受け入れも行っているところでもあります。

その下、6として、ようてい・西いぶり地域広域連携会議ということで、西胆振との連携も強化していくということで、いろんな事業を検討していくということになっております。

7として、JETRO・羊蹄輸出機構協議会幹事会が記載のとおり開催されておまして、ニセコ町内の事業者さんも現在海外に向けての進出あるいは物産展等の取り組みについて協議を行っているところでもあります。

その下、8として、羊蹄山麓町村長会議、それぞれ羊蹄山麓の価値を高めるための取り組みについて今後とも強化をしていくこととしております。

以下、それぞれ各種会議出席のことを書いております。

8ページ目の上段であります、12として、日本・ジョージア国国交樹立25周年記念レセプションが開催をされております。2年ほど前からJICAを通じて交流のある、かつてグルジアと言われた国であります、ジョージア国のボルジョミ市、これはジョージア国の中で水の都と言われてるところであります、ボルジョミ市から姉妹都市提携の要請があり、駐日ジョージア大使からも口頭で要請をいただいているところでもあります。今後交流を地道に積み重ねることによりまして、友好都市等の可能性について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

13番目として、デマンドバスの運行状況はそれぞれ記載のとおりとなっております。

また、9ページ目であります、14として、ふるさとづくり寄附金につきまして、前回のご報告から411口205万5,000円のふるさと寄附をいただいたところでもあります。これまでの寄附総額は3,361万2,000円で、現在活用分を引いた残りの基金残高が2,713万2,790円となっているところでもあります。

その下、15として、SLの受け入れについて記載をしております。サッポロビール園に設置していたSLにつきまして、撤去に伴い設置場所の要請を受け、中央にありますSL転車台の横の既存レールの上に配置をしたところでもあります。経費につきましては株式会社井門コーポレーションの井門代表取締役が出されているということでありまして、これを置くことによりまして鉄道の価値、文化、それから北海道の開拓の歴史を担ってきたということの価値並びに今後平行在来線、いわゆる函館本線への関心が高まることに期待をしてまいりたいと考えております。

その下、16として、コミュニティFM事業の実施状況ということで、85台ラジオ配布が増加をしているということで、配布率につきましても記載のとおりでございます。

以下、18として、まちづくりトークの開催ということで、4月27日、5月22日、6月8日、それぞれ観光振興でありますとか子どもの遊ぶ場の必要性についてということで懇談をさせていただいているところでもあります。

19として、行政視察の受け入れ状況ということで、平成28年度累計が619名53団体ということになっております。

また、20番目であります、平成28年度第4回環境審議会を3月6日開催をしているところであります。

その下、21、エコナイトカフェ、これは北海道環境財団の全面的なご協力で、落語家の桂三段さんによるエコな講話などを開催したところであります。

また、22番目、第2回環境・省エネ勉強会ということで、経済産業省北海道経済産業局のご支援を得て、民間のホテルの事業者さんに省エネ等についての理解促進を行ったところであります。

次、めくっていただきまして、11ページ目ではありますが、23、観光施設の省エネ無料診断、これも北海道経済産業局が全面支援で行っていただいております、いろいろな場面で町内の事業者さんが省エネに向かって取り組まれることを町としても応援してまいりたいと、このように考えているところであります。

下段のほう、25番目として、ニセコ町エコポイント制度に関するアンケートの実施についてということで、5月20日、ニセコ高校生の皆さんの全面的なご協力をいただき、ニセコ高校が行う野菜苗の販売にあわせてアンケート調査の実施を行っています。

次、その下、26番目、J-クレジット贈呈式・ラジオニセコ記念放送についてということで、6月5日環境の日、中央倉庫群の旧でん粉工場及びラジオニセコにおいてこの行事を行っています。これにつきましては、北海道環境財団、北海道経済産業局の全面支援を受けて、道内民間企業3社、大丸株式会社様、鶴雅観光開発株式会社様、北電総合設計株式会社様の3社からJ-クレジット、カーボンオフセットに伴うものであります、これの40トンの寄贈を受けました。全国初の取り組みということでラジオ等の各社の協力を得て行ったものであります、40トンのうち12トンをラジオニセコに寄贈するという、環境財団の証明書をつけてラジオニセコ放送局長に伝達をしたところであります。これによりまして、ラジオニセコはカーボンオフセットされたCO<sub>2</sub>排出量ゼロの放送局ということでとし1年活動するという事になってございます。

次、12ページ目ではありますが、28として、役場庁舎等10施設の新電力導入についてということで、それぞれ記載のとおり約110トンのCO<sub>2</sub>が削減され、16%の削減率となったところであります。

また、29として、まちづくり町民講座を3月21日、第160回目として開催をし、「ニセコは投資で稼いでいるのか」ということで報告をし、議論をさせていただいたところであります。

次、13ページ目であります。30、31として、地域おこし協力隊の活動状況、それから集落支援員の活動状況、それぞれ記載のとおりであります。地域おこし協力隊につきましては現在11名、集落支援員については7名の皆さんに活動いただいているということになっております。

その下、32として、ローカルスマート交通事業ということで、平成28年度は町内の現状と課題の把握、先進事例の調査及び課題解決に向けた施策の取りまとめを行っているところであります。29年度は、これらの絞り込み、具体化に向け、町民の皆さん及び観光客へのアンケート調査を行いながら実証実験の検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

14ページ目ではありますが、中央倉庫群指定管理の状況ということで、NPO法人ニセコ倉庫邑の

指定管理を行っている施設につきまして、記載のとおり、28年度活用されております。253件8,300人の皆さんにご利用いただいているというような状況でございます。

次、15ページ目、税務課の関係であります。町税の収納状況についてそれぞれ記載しております。税務課職員や関係職員の努力によりまして、現年度分におきましては収納率99.64%、国民健康保険税も96.53%ということで、今後とも適正な徴収率向上等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次、16ページ目であります。町民生活課の関係でございます。28年度ニセコ町民センターの利用状況、平成28年度におきましては3,371件5万5,351人の方にご利用いただいております。

以下、2として、無料法律相談の開催、それぞれ記載のとおり開催をしているところであります。

また、4、その下であります。住民基本台帳ネットワークの運用ということで、(1)でマイナンバー(個人番号)カードの交付件数、記載のとおり書いております。

次、17ページ目をめくっていただきまして、6として、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会を5月9日開催をしているところであります。今後、倶知安町にあります広域で活用させていただいた既存施設の解体費について、解体費につきましては国の交付金制度あるいは補助金制度がないものでありますので、これらについて各羊蹄山麓、他の町村でも大変困っている実情を訴えて、今後国に対してもこういったものについて交付金活用できないかということをお願いをしております。

7として、一般廃棄物の処理状況、それぞれ記載のとおりであります。

また、その下、8として、春のクリーン作戦、4月25日に70人の皆さんのご協力を得て一斉に行い、それから各自自治会においてはそれぞれ自治会の曜日に行っているところでございます。

18ページ目、9として、行政推進員会議の開催ということで、4月28日ニセコ町民センターにおきまして、主には平成29年度ニセコ町主要施策の概要ということで、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」に基づいてご説明をさせていただいたところでございます。

また、18ページのその下、10として、人権擁護活動ということで、それぞれ人権擁護の協議会の総会が記載のとおり行われているところであります。

11番目として、交通安全運動の推進ということで、ニセコ町交通安全指導員の総会が3月24日開催され、以降、安全教室あるいは推進委員会の総会、そして次の19ページ目に交通安全協会の総会ということで、それぞれ記載のとおりでございます。

その下、12として、防犯対策、それぞれ会議開かれております。ニセコ町防犯協会の総会は6月8日開催されております。最近はプロによると思われる車上荒らし等も、この近辺、ニセコ町含めて多発しているということでありますので、防犯対策の強化につきまして倶知安警察署の指導を受けながら一緒になって対策を講じてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以下、それぞれ狂犬病、衛生協会等、記載のとおりであります。

次、20ページ目であります。保健福祉課の関係であります。国民健康保険団体連合会の後志支部の総会が5月9日開催されております。

その下、2として、ニセコハイツ等の入居状況、6月1日現在、それぞれ満室というか、予定どおり入っているというような状況を記載をさせていただいているところであります。

また、3として、社会福祉、民生委員会議が5月12日開催され、3月10日には全国民生委員児童委員長表彰の伝達を役場で行ったところであります。受賞者は、岡田弘様、佐々木秋男様にそれぞれ会長表彰を伝達させていただいたところでございます。

次、4として、福祉有償運送等運営協議会が6月5日開催されております。

5として、ニセコ子ども館の利用状況であります、6月1日現在60人の方が利用されているというような状況でございます。

次、21ページ目、臨時福祉給付金、これは経済対策として行われたものでありますが、交付件数620名、交付金額930万円ということで交付しているところであります。

次、7として、エキノコックス症予防（駆除）対策について、記載のとおりそれぞれペイト散布等行われておりますが、ボランティアの皆さんのこれまでの多大なご貢献によりましてエキノコックス症対策が進んでおります。ボランティアの皆様には心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

その下、飛んでいただきまして、9として、任意予防接種助成事業に係る受診状況、記載のとおりそれぞれ書かせていただいております。季節性インフルエンザ予防接種におきましては、1,029名の方が予防接種を受けておられます。

10以下、健康運動教室、乳幼児医療相談、育児セミナー等、記載のとおりであります。

また、13として、各種健康診査等の実施状況ということで、（1）の乳児健診から始まって（6）の1歳6カ月健診、3歳児健康診査までそれぞれ行っているところであります。

次、23ページ目、14として、地域包括支援センターの運営状況ということで、記載のとおり、28年度におきましては介護相談103件、関係機関の連絡調整が138件、訪問件数683件、うち要介護認定調査141件となっております。また、（2）で地域ケア会議、サービス調整等、記載のとおり開催しているところであります。

その下、（3）として、介護予防事業につきまして、ア）からオ）まで記載のとおりであります。

また、24ページ目ですが、（4）として、家族介護支援事業、それぞれ記載のとおり行っております。

また、その下、（5）の介護予防プランの作成ということで、平成28年度におきましては利用者68名、作成件数558件ということで記載のとおりとなっております。

以下、（6）で救急情報キットの配布事業につきまして記載しているところであります。

次のページめくっていただきまして、25ページが農政課の関係であります。農業振興会議、3月27日ニセコ町民センターで開催をさせていただいているところであります。

また、2として、ニセコ町農業委員評価選考委員会をそれぞれ記載のとおり開催をしています。

3として、ニセコ町地域農業再生協議会通常総会を4月28日に開催をしています。

また、4として、第4回ニセコ町6次産業化・地産地消等推進協議会を3月17日開催をしています。

以下、各種農業振興関係の開催を25、26ページ上段に書かせていただいているところであります。

26ページ目中段、下のほうであります、9として、有害鳥獣対策協議会を4月17日開催をしているところであります。有害鳥獣の被害、増加傾向にありますので、これらについても町としてもしっかり対応してまいりたいと、このように考えているところであります。

また、10として、指導林家の認定についてということで、これにつきましては地域の模範的な林業経営者に対する表彰、認定ということで、大変栄誉なことであり、このたび、前回の川原与文さんに次いで、本町2人目として大場恒雄さんが認定を受けたということでありまして、ことしの4月5日に伝達式を行っているところでございます。

次めくっていただきまして、27ページ目であります、ニセコ町堆肥センターの運営状況を記載のとおり書かせていただいております。堆肥の量が減少しているということで、今後とも適正運営に努めてまいりたいと考えております。

その下、12番目であります、平成29年度農産漁村振興交付金の採択ということで、ニセコ町農観連携協議会につきましては、記載の事業につきまして400万円の内示があったということでありまして、この交付金につきましては、直接農観連携協議会に収入されるということになっております。

その下、13として、酒米の田植え体験会が5月25日、記載の各関係機関の協力のもとに行われているところであります。

14、明暗渠掘削特別対策事業につきまして、それぞれ申込件数が記載のとおりでありまして、15番、農業用水路等補修事業の実施状況ということで、それぞれ15件、それから1件の申し込みがあって、行われているというような状況でございます。

次、28ページ目であります、国営農地再編推進室の関係であります。1の(1)で促進期成会の総会が4月13日行われ、各地区の推進委員会が全町8地区において4月17日から27日までの間行われているところであります。

また、(3)として、北海道教育庁による埋蔵文化財の現地調査ということで、4月25日、現在の国営の土地の土につきましては絹丘の町有地から採取をしております、その場所における現地踏査等が行われたということでありまして、

土地連の理事会、全体会議が5月22日それぞれ行われており、このたび北海道農業農村整備推進委員会委員にニセコ町長が、国営事業をやっているということで後志から推薦を受けて就任するということになっております。また、国営農地の再編の関係につきましては、当初予算が昨年度も本年度も減少しているということで、当初予算を確保しないと計画的な整備になかなか結びついていけないということで、今後とも当初予算の確保について農林水産省並びに財務省等への要請活動を強化してまいりたいと、このように考えております。

次、29ページ目、商工観光課の関係であります。28年度観光入り込み客数の調査について、それぞれ記載のとおりであります。特に外国人の宿泊者につきましては、記載のとおり10万7,532、宿泊延べ数では20万4,494ということで、昨年の17万7,012人から2万7,000人ほど宿泊延べ数は増加しているというような状況でありまして、宿泊数の上位10カ国は記載のとおりであります。今後ともインバウンドを含め、観光宿泊者の増につながる観光振興に対応してまいりたいと考えております。

その下、2として、ニセコグリーンバイクプラス、電動自動車レンタル事業の実施状況を記載しております。

また、3として、ニセコ町観光戦略会議を開催しております。

次、30ページ目ではありますが、ニセコ観光圏協議会につきまして、ニセコ観光圏の首長懇談会を3月22日、公開をし、実施しているところであります。

以下、満足度調査でありますとか事業報告会、それからそれぞれ記載の担当者会議を行ってまいりまして、今後とも観光庁の支援を受けつつ、広域観光のニセコ観光圏の取り組みを促進してまいることとしております。

また、5月30日観光協議会が開催された後、31ページ目ではありますが、5として、ニセコ観光局プロジェクト協議会総会もあわせて開催しております。ニセコ観光局プロジェクト協議会につきましては、倶知安の西江町長が会長となって進めさせていただいているものであります。今年度につきましては宿泊税について共同研究をし、検討して、推進していくこととしております。今後とも両町連携しつつ、宿泊税等のあり方について協議をしていくこととしているところでございます。

6、7として、それぞれリゾート観光協会取締役会、キラットニセコ取締役会を開催し、取締役として林副町長が出席しているところでございます。

32ページ目ではありますが、8として、平成28年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、それぞれ記載のとおりであります。綺羅乃湯の皆様の大変なご努力によりまして、27年度から見ると入館者が伸びているという状況であります。

それから、9として、後志観光連盟の総会、理事会等が記載のとおり書かれております。後志観光連盟につきましては、今年後志総合振興局で予算をふやしまして、後志地域全体の観光のためにさまざまな事業に取り組むということになっているところでございます。

次めくっていただきまして、33ページ目ではありますが、羊蹄山管理保全連絡協議会定期総会が開催されております。山小屋の管理人の皆さんの大変な努力によりまして登山道を含めた維持管理が行われておりますが、これらが従前の予算ですずっと来ているものですから、今後さらに強化するために、こういった経費についてもう少し増額する方向で今年度調整しようということになっているところでございます。

12番目、ニセコ山系観光連絡協議会総会を5月30日開催をしております。

また、その下、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会の担当者会議が行われております。

その下、14番目として、ニセコプロモーションボード定時社員総会が開催され、ニセコプロモーションボードにおきましては、事務局機能を縮小しつつ、今後とも維持したいということで進められているということで報告されております。

また、15番目として、第7回東京ニセコ会総会が5月14日開催をされ、青羽総務常任委員長とともに私も出席したところでございます。

以下、16として、ニセコ山開きが6月4日開催され、それから34ページ目の上段ではありますが、17として、観光貸し切り列車の来町ということで、4月22日、JR北海道さんのこれまでの配慮に

よりニセコ駅での停車があって、物産の販売等を行っているところであります。

その下、19として、商工業の振興で、綺羅カードの消費振興策の取り組み状況、記載のとおりとなっております。綺羅カードにつきましては大変好評でありますので、今後とも続けてまいりたいというふうに考えております。

以下、起業者等の支援事業、記載のとおり、それぞれ実施件数書かれておりますが、平成29年度事業要望が現在3件ということになっております。

その下、20として、ニセコソーシャルビジネス創業支援ネットワーク連絡協議会が6月13日ニセコ町民センターで開催をされております。北海道NPOサポートセンターの大変な応援によりまして、今後ともこういった開催を進めてまいりたいと考えております。

次、35ページ目であります。29年度のニセコ町商工会の総会が5月16日開催をされております。

22番目、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況ということで開催をされております。今後ともようてい地域消費生活相談窓口の相談会をできるだけ多くのまちで開催いただくよう要請を行っており、これの設置によって深刻な消費相談についてのものが未然に防がれているというようなことが報告されております。

次、その下、建設課の関係であります。ニセコ町営住宅入所者選考委員会がそれぞれ記載のとおり開催をされております。

36ページ目の2であります。第11回ニセコ町都市計画審議会が5月31日開催をされ、平成28年6月から29年の5月まで認定件数34件ということで審査をされているところであります。

3として、国土利用計画法に基づく土地取引の状況についてということで、28年度におきましては土地の売買等の届け出が31件ありまして、総届け出面積が105.3ヘクタール、このうち海外資本によるもの13件44.1ヘクタールということになっております。

その下、4として、景観条例に基づく協議の状況、28年度においては開発事業14件、屋外広告物が1件ということになっております。

次、37ページ目であります。上下水道課の関係であります。1として、曾我地区第2配水管漏水事故について4月12日午前2時、それから2として、宮田地区小花井配水管漏水事故について5月18日午前10時、38ページ目であります。3として、曾我地区第2配水管破裂事故、6月3日午後5時50分となっております。それぞれ上下水道課あるいは協力会社、協力事業者の皆様の大変なご努力によりまして、夜遅くまでかかったものもありますが、懸命な復旧作業が行われており、断水等で大きな被害ということに至る前に手当てができたということで、関係の職員、協力会社、それから上下水道課以外でも場合によっては出ていて危機対応しておりますので、こういった関係者に感謝をしたいと思います。今後とも漏水事故、水道管の破裂等については敏速な対応に心がけてまいりたいというふうに考えております。

38ページ目の後段であります。農業委員会の農業労務賃金協定協議会が3月27日開催をされております。

また、羊蹄山麓農業委員会総会が4月7日、それぞれ記載のとおり開催をされ、39ページ目ありますが、4として、ニセコ町グリーンパートナー推進協議会総会が4月14日役場で開催されてお

ります。

また、5として、北海道選出の国会議員に対しての全国での農業委員会の大会あるいは要請活動等、農業委員会で独自に行っているところでもあります。

次、その下、消防組合ニセコ支署の関係であります。1として、町村長会議、2として、消防組合議会定例会、それぞれ記載のとおりとなっております。

3として、ニセコ町婦人防火クラブの総会が4月14日開催され、また40ページ目に記載しておりますが、4として、ニセコ町少年消防クラブ第3期結成式が5月20日開催をされております。

また、5として、春の火災予防運動が4月20日行われているということでございます。

次、6として、災害出動を、40ページの(1)から42ページの(17)、救助出動まで記載のとおり、大変多くの出動、警戒出動等行っているところでもあります。また、一時乾燥したときには枯れ草に火をつけて延焼するというような消火活動もありまして、今後とも防火活動の推進に向けて取り組んでいくこととしております。

42ページ目の7として、ニセコ救急の出動先別出動の状況がそれぞれ記載されております。43ページ目まで記載をしているところでもあります。

以下、建設工事、委託工事等の状況につきまして44ページ目以降記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

以上で第3回ニセコ町議会定例会に当たりましての行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋 守君） 次に、教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、私のほうより第3回ニセコ町議会定例会に当たり、教育行政報告を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育行政報告。

平成29年6月15日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1として、教育委員会の活動を記載しております。(1)、教育委員会議につきまして、①、3月1日開催の第2回定例会におきましては、報告、議案、その他説明、協議等記載内容のとおりでございますが、特に平成29年度ニセコ町教育費予算案の内示についての報告、平成29年度教育行政執行方針の審議、近藤小学校校舎改修工事についての説明などを行っております。

続いて、②として、3月28日開催の第3回臨時会におきましては、主な内容として、報告事項で平成29年度の教頭及び一般教職員の人事異動など、議案では教育関係施設等の整備計画など、その他として制度改正に伴う幼児センター保育料について説明、協議を行っております。

③、5月17日開催の第4回定例会におきましては、報告事項、議案について記載のとおりでございますが、年度初めの会議ということで、各種委員の委嘱、規則の一部改正、要保護及び準要保護児童生徒の認定等が主な内容となっております。

2ページに移りまして、(2)、第1期学校訪問についてであります。年に2回行っております学校の定期訪問の第1回目として、5月17日、30日の2日に分けまして、教育委員によって各学

校及び幼児センターを訪れ、今年度の学校経営方針の説明並びに意見交換、授業参観を内容として実施しております。

次の(3)、(4)についてでございますが、5月11日、12日に全国町村教育長会総会及び研究大会、続いて文部科学省への訪問を行ってきております。全国町村教育長会研究大会では、広島県熊野町、徳島県東みよし町、福島県飯舘村のそれぞれの教育長から実践報告がございました。熊野町からは、筆のまちとして書道教育に力を入れている実践について、東みよし町からは、コミュニティ・スクールの取り組み、飯舘村からは、原発事故による全村避難及びその解除の状況、復興計画に基づいた幼保小中一貫教育校開設に向けた取り組みについてなどが報告されました。また、

(4)の文部科学省訪問につきましては、今年度からスタートしました本町のコミュニティ・スクールについて指導助言をいただくとともに、英語教育充実に向けたALT増員の国の制度活用等について説明を受けてまいりました。全国各地の実践等の内容を参考にし、本町の取り組みに生かしていくとともに、国や道の制度活用なども今後も積極的に視野に入れてまいりたいと考えております。

続いて、(5)、(6)の管内の町村教育委員会協議会の総会及び公立文教施設整備促進期成会総会については、それぞれ記載の内容のとおりとなっております。

3ページをお開きいただきまして、大きな2の学校教育の推進についてでございます。(1)、学校運営につきまして、まず初めに各学校の卒業式、入学式などの学校行事について記載しております。

下のほうになりますが、⑤として、交流・体験として、5月にインターナショナルスクールの子どもたちとニセコ小学校、近藤小学校の子どもたちの交流活動を行っております。特に近藤小学校では、農業体験として田植え作業を合同で実施をしております。近藤小の子どもたちは毎年の活動になりますが、インターナショナルスクールの子どもたちは初めての田植え体験ということで、お互いに交流できましたことを含め、大変有意義な体験だったと考えております。

続いて、⑥の旅行行事で、春の遠足、4ページに移りまして、ニセコ中学校の修学旅行及び見学旅行について記載しております。中学生につきましては、生徒の芸術文化体験を広げる目的で経費補助をしております。3年生は京都にて能楽体験、2年生は札幌市で劇団四季の鑑賞を行っております。

次に、⑦として、外国語指導助手の採用についてです。この4月より各学校で英語の授業をサポートするALTが交代し、イギリスよりジェイク・ハロウズさんが着任しております。ジェイク先生には、ニセコ高校のみならず、幼児センター及び各小学校においても英語指導の助手を務めてもらっております。

次に、⑧、会議・研修につきまして、4ページから5ページの上段まで記載をしております。

次に、5ページの⑨、全国学力・学習状況調査につきまして、今年度は4月18日に小学校6年生、中学校3年生を対象に国語、算数・数学による学力調査及び質問紙調査を実施しております。調査実施後各学校では、国や道の結果公表を待たずに、テスト後すぐに自己採点や結果分析などを行い、児童生徒の課題を把握するとともに、日ごろの指導改善につなげていく取り組みを進めているとこ

ろでございます。

ちょっと飛びまして、(2)には、平成30年度に使用する小学校用教科用図書の採択手続に係る第1回協議会の内容を記載しております。学習指導要領の一部改正により、道徳が教科として小学校では平成30年度から実施することになっております。そのための教科書採択に係る協議会として、今後も3回ほど予定をされております。

次に、(3)として、児童生徒の状況について記載しております。①には、5月31日現在の児童生徒就学援助費の認定状況を記載しております。小学校、中学校合わせて32世帯51名となっております。これは昨年比で1世帯2名減となっております。内訳等につきましては、記載内容をご参照ください。

6ページに移りまして、②として、在籍児童生徒一覧表を記載しております。ニセコ小学校では、1年生を含めて今年度で3つの学年が2学級となっております。児童数が昨年に比べて12名増加であります。近藤小は全校児童で2名増、ニセコ中は逆に全学年とも1学級となりましたので、全体では24名の減となっております。

③には、特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況を記載しております。今年度は、特別支援学級はニセコ小に4、近藤小に1、ニセコ中に2学級あり、在籍児童生徒数は合計で12名、道費負担の教員数は9名、これはともに昨年度と同数であります。また、普通学級において特別支援を要する児童生徒への指導、支援として、町費負担による特別支援講師は昨年同様3名ありますが、ニセコ小に2名、ニセコ中に1名を配置しており、児童生徒の教育的ニーズを把握し、きめ細やかな指導、支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、(4)、学校保健関係につきまして、①に出席停止人数、②として、各種健康診断の実施状況について記載しております。

続いて、7ページをお開きいただきまして、(5)にニセコスタイルの教育について取り組み状況を記載しております。①には、3月に実施した会議の状況、②に、今年度の事業として、4月以降の取り組みについて、嘱託職員の採用及びコミュニティ・スクール等の事業について記載しております。

まず、最初の丸ですけれども、今年度からスクールコーディネーターを教育委員会の嘱託職員として配置しております。コーディネーターには、3年前まで幼児センターの園長でありました菊地勇氏を採用し、主にコミュニティ・スクール及び英語を中心とした一貫教育の取り組み、さらに児童生徒の課題対応などの業務に携わっております。早速精力的に学校間の活動につきましてコーディネートしてございまして、先ほどのインターナショナルスクールと近藤小の田植え体験の実施などがその1つであります。このように、コーディネーターを中心として、学校間の連携、学校と家庭、学校と地域などさまざまなつながり役となって、地域ぐるみで学校を支援する体制を今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクールの関係で、まず学校運営協議会の設置を記載しております。今年度から幼児センターから高校まで全ての町立学校をコミュニティ・スクールに指定しております。道内でもふえている状況でありまして、29年度の4月1日現在では道内で180校コミュニティ・スク

ールに指定されているということですが、このように幼稚園から高校まで町内全ての学校で取り組んでいるまちは現在のところ道南の知内町と本町の2つでございます。本町では、20名の委員の方をコミュニティ・スクールの学校運営協議会委員として任命をいたしました。内訳は、保護者が各学校より1名ずつの5名、地域住民として10名、これは社会教育委員、スポーツ推進委員、寿大学の学生、観光業、農業に携わる方、あるいは中央倉庫群、ラジオニセコで仕事をされている方など幅広い方面から選任をしております。学校長5名も加わりまして合計20名の中で、委員長としてニセコ小学校PTA会長の萬谷政博氏が選ばれております。第1回会議を6月1日に開催をしまして、各学校の今年度の経営方針について説明をし、委員会にて承認をされたところでございます。今年度は初年度ということで、委員の皆さんとともに本町の子どもたちにどう育ってほしいか、そのためにはどんな活動があり、家庭や地域でできることはどんなことなのかを協議し、探していきたいと考えております。年間計画では、10月ごろに町民の方々など広く案内をして、コミュニティ・スクールについて熟議を開催する予定になっております。

8ページに移りまして、続いて小中一貫を中心としたニセコスタイルの教育の第1回目の会議を開催し、今年度の取り組みについて協議をしております。ここでは、来年度から先行実施する予定の小学校英語の取り組み、ふるさと学習としてのニセコ学の内容など5点について推進をしております。

続いて、(6)として、幼児センターの関係であります。各種行事、それから下のほうに健康安全について記載をしておりますが、フッ化物の洗口につきましては5歳児が17人、4歳児が15人の実施となっております。4歳児は、水うがい練習から始まりまして、6月6日から本実施ということで進めております。

9ページをお開きいただきまして、③として、英語であそぼうの内容、④に入園児童の状況について記載をしております。今年度の入園児童は現在のところ152名であります。増築の効果がありまして、昨年度よりもプラス10名であります。現在のところ待機児童はございません。ゼロ歳児につきましては、この後入園希望者がふえてくる見込みとなっております。

次に、⑤の預かり保育の状況から、10ページに移りまして⑨、子育て講座等事業実施の状況まで記載のとおりであります。

次に、(7)、ニセコ高等学校関係につきまして、①に今年度の入学生徒の状況、②に寄宿舎の入寮状況を記載しております。今年度の入学は昨年度より5名減っております。減少の傾向が続いております。議員の皆様にもご心配をかけているところでございますが、今後、今年度も生徒の募集のあり方等を含め、なお一層検討を重ねてまいりたいと考えております。

11ページに移っていただきまして、③に花・野菜苗販売会、④に町内各所の植栽活動につきまして記載のとおりとなっております。

⑤に校内意見発表大会の状況、⑥に各種大会参加状況として、定体連の地区大会の結果を記載しております。定体連の全道大会が今週末、土曜と日曜に開催をされます。各種目で全国大会出場の期待が持てるところでありまして、結果がわかり次第ご報告したいと考えております。

12ページに移りまして、(8)、給食センターの関係であります。28年度の第3回運営委員会を

3月23日に開催し、内容は記載のとおりとなっております。

続いて、(9)として、残念な報告になりますが、学校施設の被害について報告をしたいというふうに思います。新聞報道でもありましたとおり、6月7日ニセコ高校において、投石等により生徒玄関など5カ所のガラス合計7枚が破損するという被害を受けました。発見後直ちに警察に被害届を届け出るとともに、被害内容の把握、見積額では約35万円でございます。及び被害箇所の復旧と生徒対応等に努めているところです。さらに、今後の対策として、校内の施設点検を強化するとともに、町内他の学校に対しても点検と警戒について注意喚起を行ったところでございます。被害箇所につきましては、一部を除いて復旧が終わっております。残る部分につきましても早急に完了するように現在手配を進めているところでございます。

次に、大きな3として、社会教育・社会体育の推進についてです。(1)の社会教育活動につきまして、①、放課後子ども教室の内容について、13ページをお開きいただきまして、成人学級、寿大学の活動状況について記載をしております。

(2)、文化・図書活動に移りますが、①として、有島記念館の展示事業、14ページの②、普及事業について記載をしております。有島記念館につきましては、昨年引き続き入館者数が1万人を突破しまして、前年度比1,323人増の合計で1万1,778人を数えました。3月には、中ほどにありますが、有島武郎の認知度を高めようという目的で、札幌市の駅前通地下歩行空間でパネル展を開催しております。今後は、藤倉英幸氏の作品の寄贈を受け、さらに地域の方々、広く道内外の方々に親しまれる有島記念館運営を目指してまいりたいと考えてございます。

次に、15ページをお開きいただきまして、③に学習交流センターあそぶっくの利用状況を記載しております。平成28年度の利用状況にありますとおり、あそぶっくの会の皆様方のいろんな企画、展示の工夫など効果がありまして、27年度に比べて入館者数及び図書貸し出し冊数についてはともに増加している傾向にあります。

あと、④の活動状況につきまして、16ページにわたって記載しておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

次に、17ページをお開きいただきまして、(3)として、社会体育、スポーツ活動について記載しております。①、学校アスリート訪問事業ということで、昨年引き続き北海道ハイテクACの北風沙織さんをコーチに迎えて、小学生に走る楽しさを教えていただいております。5月29日には小学生62名、6月に入ってももう一回開催をしているのですが、そこでは80名ということで、大変子どもたちには好評でございます。

また、②として、3月にはニセコアスリート応援事業ということで、オリンピック選手でありました吉岡大輔選手とスキー交流及び留寿都で開催されました全日本技術選手権大会への応援を行っております。吉岡選手は、昨年の大会で全日本チャンピオンということで、今回が凱旋レースということでありましたが、今回の大会では6位入賞という結果でした。来年3月には再び留寿都で全日本大会が行われるということで、今年度も3月に応援事業を実施する考えでございます。

次に、18ページに移りますが、平成28年度体育協会の表彰式を5月12日に開催しております。感謝状として、長年体育事業に貢献していただきました芳賀時夫氏に、それからスポーツ選手賞には

中体連の全国スキー大会に出場した遠藤三四郎君、奨励スポーツ選手賞に全道中学校陸上大会走り高跳びで入賞した石川修君が選ばれております。その他、努力賞につきましては記載のとおりであります。

以下、ニセコマラソン実行委員会、スポーツ推進委員会議、運動公園開幕スポーツ大会について記載しております。

最後に、⑨として、スキーリフト券助成事業の最終的な利用状況について記載しております。利用数が昨年同様231枚であります。小学生の利用状況がふえており、冬期間の体力向上や運動習慣の定着につながっていると考えております。

ここで1点訂正をしたいと思っておりますので、申しわけありません。5ページに戻っていただきまして、先ほど私、5ページの一番下段になりますが、平成29年度児童生徒就学援助費の認定状況で、32世帯51名ということで、前年度比で1世帯2名減と申し上げてしまいましたが、ここに書いてあるように、前年度が35世帯56名ですので、正しくは3世帯5名減ということが正しい比較になります。申しわけありません。訂正をお願いしたいと思います。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 守君） これで行政報告は終わりました。

この際、午前11時25分まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時23分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 請願第1号から日程第6 陳情第1号

○議長（高橋 守君） 日程第5、請願第1号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める請願の件から日程第6、陳情第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」の採択を求める陳情の件まで2件については、会議規則第91条の規定に基づき産業建設常任委員会、総務常任委員会にそれぞれ付託します。

◎日程第7 報告第1号から日程第9 報告第3号

○議長（高橋 守君） 日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての件から日程第9、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての件まで3件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、よろしく願いいたします。日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についてでございます。

この報告第1号から第3号まで、自治法の規定に基づきまして、町が資本金等の2分の1を出資している法人について経営状況を説明する資料を提出するというものでございます。

なお、これから説明させていただく中で、金額につきましてはその内容に応じまして円単位、1,000円単位、万単位と使い分けて説明させていただきますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

それでは、議案の4ページでございます。報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、ニセコ町土地開発公社の平成28年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、5ページ以下、経営状況報告書となっております。6ページの1番目、平成28年度の事業報告でございます。(1)、理事会の開催状況、平成28年5月11日に開催されております。記載のとおり、事業報告等の報告、議案、協議事項について審議されております。

(2)、平成28年度の公社の事業報告でございますけれども、①として、事業概要といたしまして土地造成事業、28年度の販売実績はございません。②、事業費に関する事項ということで、販売、一般管理費として8万6,700円の支出でございます。

次に、7ページ、損益計算書でございます。1番、事業収益、2番、事業原価、販売実績はございませんので、いずれもゼロでございます。3番、販売及び一般管理費については、役員の旅費、役員費として草刈り代、公租公課費、これらは例年どおりで、事業利益は8万6,700円の損失計上となっております。4番、事業外収益はごらんのとおりでございます。合わせまして経常利益は7万764円の損失、当期純利益も同様でございます。

8ページ、貸借対照表でございます。資産の部、現金及び預金3,881万円、次に完成土地の原価分が139万円ということでございます。それから、出資金、長期定期預金合わせまして7,001万円ということで、資産の合計は約1億1,021万円ということでございます。続きまして、負債の部でございますが、流動負債、未払い金として3月31日現在で町への道民税の未払い金7万円。それから、資本の部では、基本財産、町からの出資金500万円、準備金としては前年度の繰越金が、ほぼ前年度同様の水準ですけれども、1億521万円あるということで、資本の計としましても1億1,014万円と、これも前年とほぼ同額でございます。

次の9ページ、キャッシュ・フロー計算書です。会計期間内の資産の増減の状況ですけれども、事業活動によるキャッシュ・フロー7万760円の減ということでございます。投資活動、財務活動ありませんので、一番下の6番目、現金、現金同等物の期末残高は期首残高から減の3,881万円ということでございます。

11ページまでめくっていただきまして、11ページは財産目録、12ページ、13ページは事業明細、その他明細でございますので、後ほどごらんいただきまして、14ページでございます。14ページ、現在公社が持っております資産、現金以外の資産での土地の明細書でございます。上の表の(1)の完成土地、上段が第1期のさくら団地、下段は第2期分の宅地で、分譲後の調整地の記載でござ

います。

続きまして、15ページは後ほどごらんいただきまして、16ページ、28年度決算を踏まえた監査の報告でございます。

18ページは役員の名簿でございます。

なお、土地開発公社に……

(何事か声あり)

失礼しました。17ページが役員の名簿でございます。

なお、土地開発公社につきましては、ご説明したように財務諸表は非常に良好でありまして、資産超過、非常に健全な財政状況でございます。今のところは公社による具体的な公用地の取得、造成の計画はございませんが、ニセコ町内での宅地利用可能性について、土地調査の委託の結果を踏まえて宅地可能性を検討いたします。なお、引き続きまちの住宅、土地政策におけるあるべきまち、公社、民間の役割を踏まえながら、公社のあり方について引き続き検討していくということで議論がなされております。

報告第1号につきましては以上でございます。

続きまして、日程第8、報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでございます。

議案の18ページをごらんいただきたいと思っております。報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの平成28年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

めくっていただきまして、19ページでございます。経営状況報告書でございます。経営状況の概況ですけれども、今期はサービス及び顧客満足度のさらなる向上を目指しまして、営業日数の拡大、スタッフを増員しての各種イベント、キャンペーンの開催、そして4月にオープンしましたマイトリエと連携したサービス提供などを今年度新たに実施し、国内及び外国人観光客の入り込み強化とリピーターの確保に努め、入館者の増加及び売り上げ拡大に取り組んでまいりました。

2の売り上げでございますが、入館者数は営業日数がふえたことで、5月と工事による臨時休業があった11月の2カ月を除き前期を上回る結果となりました。特に冬期間、1月から3月の3カ月間は、対前年比116.9%、4,342名の増と大幅な入館者増となっております。外国人の入り込みは、これまで継続して行ってきましたヒラフ地区へのPRや口コミ効果等によりまして、対前年比159.1%、927名の増でございました。以上の結果、当期の入館者数は11万6,462名、対前年比106.6%、7,290名増、総売上高は6,077万3,000円、対前年比104.4%、260万2,000円増となっております。

20ページ、3の経費につきましては、販売費及び一般管理費は対前年比105.4%の4,935万9,000円となりました。人件費を初め消耗品、入浴消耗品、修繕費などは前期を上回ったものの、原油価格の低下を受けた燃料費などが前期を下回りました。水道光熱費は前年比92.8%、116万円減の1,509万2,000円となりましたが、中でも燃料費は前年比90.5%、88万3,000円減の850万円となっております。

また、営業外収益として、電気自動車急速充電器の維持管理における権利金、補助金として総額で33万2,000円を収入しております。以上によりまして、売上額から一般管理費を差し引いた営業損益は39万6,000円となり、補助金等の営業外収益を加えた当期損益は対前年比20万4,000円増の58万8,000円の黒字となりました。

20ページ中段の、次に収益の事業報告ですが、(1)の入館使用料、これは入館料、回数券、定期券の今期の売り上げにつきましては、対前年比108.1%の3,863万8,000円となりました。(2)の扶助事業収入については、町が発行する減額認定証を持つ70歳以上の高齢者と障害者の入館扶助料については対前年比103.9%の535万8,000円となっております。(3)の……

(何事か声あり)

失礼いたしました。扶助事業収入につきまして対前年比103.9%の535万5,000円となっております。(3)の貸し室売り上げにつきましても、対前年比104.6%の75万6,000円です。21ページになりますが、(5)、販売収入につきましては、対前年比96.1%の1,388万6,000円となっております。収入減の理由は、臨時列車運行時のニセコ駅での停車時間がなく、ホームでの販売ができなかったことによるものでございます。

次に、補助事業報告ですが、電気自動車急速充電器のスタンド設置事業として、設置費と維持、電気代、これは機器の耐用年数である8年間は日本充電サービス合同会社の権利金により交付されます。交付対象外となります消費税や固定資産税については、ニセコ町の補助金により充当いたします。

それから、22ページ中ほどから25ページのイベント、キャンペーンの関係ですけれども、綺羅乃湯におけるイベント、キャンペーンの実施は集客増を狙うために大切な取り組みとなっております。綺羅乃湯の1日当たりの平均入館者数が344名ですけれども、イベントを開催いたしますと大体その1.5倍が入っているということでございまして、今期におきましても6月の15周年記念感謝フェアに始まりまして、さまざまなイベント、キャンペーンを実施したところでございます。

26ページをお開きください。26ページの売り上げ実績表でございすけれども、こちらは今お話ししたところを表にしておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

27ページ、貸借対照表でございす。流動資産2,084万円ということで、前年と比べて199万円増となっております。固定資産150万円、合計資産は2,234万円ということで、前年と比べて147万円増となっております。右側、負債でございすが、流動負債645万円と前年から89万円の増、右側の下、純資産の株主資本1,589万円と利益剰余金が489万円程度ということで、利益剰余金については前年よりも59万円程度ふえているということでございす。

続きまして、28ページ、損益計算書でございす。売り上げ6,077万円、仕入れの基本となります原価が1,101万円で、差し引き4,975万円が売上総利益となっております。以下経費等を差し引きまして、当期は税引き後58万8,000円の黒字決算ということでございす。

29ページ、販売費及び一般管理費ですけれども、大きく前年と比べて増減のあったものについてご説明いたします。役員報酬と給料手当ですが、これは社長の交代によりまして常勤の支配人の給料が役員報酬に切りかわり、増減が生じたものでございす。また、修繕費は、休憩室のマッサー

ジ機スペース確保のための電気工事や浴槽目地の修繕などにより77万円の増、車輛費につきましては、中古の社用車を入れかえたことにより34万円の増、入浴消耗品は、洗い場カランや排水栓、洗いおけや椅子などを購入したため、今期は57万円の増、それから水道光熱費は、重油代の単価減、水道使用量の減少により116万円の減となっております。

30ページが株主資本等の変動計算書でございますが、資本金、特に変動ありませんので、利益剰余金は、今期の利益58万8,000円ありますので、期首で430万円から期末で489万円ということで、合わせて純資産1,589万円ということでございます。

32ページに監査報告書、決算をもとに承認をいただいております。

最後に、33ページに役員の名簿がございます、正職員4名、パート8名、地域おこし協力隊1名の14名体制で事業を実施しております。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についてでございます。

議案は34ページでございます。報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の平成28年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

35ページ、経営状況報告書でございます。まずは、経営概況ですけれども、売上収入、原価、販売管理費ともに前年比増額しております。最終的に税引き前の当期利益額は対前年比34.7%の125万6,000円、予算対比では25万6,000円増となりまして、経常利益予算に対して125.6%となっております。昨年度のニセコエリアを取り巻く環境といたしましては、道の駅ニセコビュープラザ利用者数は62万8,000人で、前年比89.8%の減少となっております。一方、JTBと連携いたしましたニセコエリアのパッケージツアーは対前年比120%と好調で、今後も旅行商品造成が必要な状況でございます。外国人観光客については、当期においてインバウンド客が大きく減少した地区もありましたが、ニセコ町のエリアでは入り込み数微増で推移しており、今後も新規の宿泊施設の建設が続くことから、今後入り込み強化のさらなる支援が必要となっております。

各事業につきましては、35ページ中ほどからごらんいただきたいと思います。観光案内所の充実については、JRニセコ駅舎内の観光案内所を駅待合室に移転をし、要員3名を増員して、冬期間の海外からのお客様に対する対応を充実させました。観光客誘致宣伝として、地域の情報を町外へ宣伝することを目的として、各種媒体を用いました観光情報発信及びマスコミ取材の協力活動を行っております。

36ページになりますが、地域資源の魅力アップ事業としましては、地域の観光資源の魅力アップを図るため、冬期間のニセコ食と温泉のコラボレーション事業及びニセコ周遊バス運行、さらに冬期間倉庫邑において海外からのお客様に日本の伝統文化を伝えるニセコジャポニカを開催、小樽観光協会の協力を得てニセコ・雪あかりの路も同時開催しております。また、ニセコ町中央地域振

興会と連携したさまざまな事業や、道の駅ニセコビュープラザにおいてゴールデンウィーク、夏期の繁忙期にニセコ特産品を紹介するイベントも実施してございます。

ニセコエリアでの地域イベントの運営支援、協賛としては、ニセコグリーンバイクプラス事業、ニセコ山開き事業、スターフェスティバル事業、ニセコフェスティバル事業等々、事務局運営及び協力を行っております。

36ページの下段のほう、特産品販売では、道の駅ニセコビュープラザの旅行案内、会計レジを含むカウンター周りをお客様が利用しやすいように改修をしております。また、JRからの要請を受け、秋と冬に延べ20日間運行いたしました臨時特急ニセコの車内においてニセコ特産品の紹介と販売を行っております。また、函館市との連携においてニセコ特産品を紹介するはこだてグルメガーデン、北海道うまいもんサミットに参画するなど、域外でのニセコ特産品の紹介にも積極的に参加し、地域産品の販売額の増加に努めた結果、売上額は対前年比102.4%の1億602万2,000円となっております。

37ページになります。地域内の連携を目的に各種部会及び会議に参加を行っております。

次に、旅行事業では、着地型旅行事業を本格化させ、募集型企画旅行ニセココレクションやJTBと連携した新たな旅行素材の造成、また環境モデル都市を旅行素材として国内や海外へ紹介する取り組みを行っております。旅行事業の売り上げは、着地型旅行が純増となりまして、対前年比131.5%の3,531万円となっております。内訳は、アウトバウンドが78.1%、インバウンドが21.9%となっております。なお、航空券の予約販売などは、その販売形態の変化により売り上げを大きく落としております。今後、その営業戦略を考えなければならない状況となっております。

放送事業におきましては、開局から5年目を迎えた今期は、開局当初から課題となっておりました昼時間の放送が朝番組の再放送であったものを生放送とし、地域内の情報や地域生活に必要な情報をリアルタイムでお届けする体制づくりに取り組みました。また、ニセコ町との協定に基づきまして急遽番組を変更して災害情報を放送するなど番組の充実を図っております。このほかにも、新しいコミュニティづくりを目的としたラジオニセコ放送劇団、北海道日本ハムファイターズニセコ後援会の活動を支援し、ピアノコンサートを開催するなど新しい文化の提案も行い、新たな場づくりも精力的に行っております。売り上げは、地域内の得意先からのCMの獲得、北海道内の各コミュニティFMとの連携による番組制作料などは前年並みであるほか、放送番組枠を通年で購入いただいております1社について、著作権等の問題から、提供番組が10月より縮小、1月には打ち切りとなりました。この収入減から売上額は478万8,000円、予算額対比で86万7,000円減となりまして、39万1,000円の営業損失となりました。この損失分につきましては、これまでの利益剰余金で相殺してございます。

39ページにお進みいただきまして、39ページは会社の概況でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、40ページの貸借対照表でございます。流動資産4,482万円ということで、前年3,969万円でしたので、512万円増加してございます。内訳として、現金及び預金、未収入金、前渡金が増額となっております。それから、固定資産で1,329万円ということで、資産の合計5,811万円と前年より716万

円ほど増加してございます。右側、流動負債2,004万円で、内訳として、未払費用、前受金が大幅にふえて、その他の項目もふえてございます。純資産、株主資本3,807万円ということで、うち利益剰余金は1,807万円と前年と比べて834万円の増ということでございます。

41ページにお進みください。損益計算書でございます。1億6,935万円の売り上げがございまして、売上原価を差し引いた総利益は4,083万円、これから販売費及び一般管理費の3,278万円を差し引き、利子、助成金等の営業外収益を加えて営業損失と法人税を差し引くことで、最終的には83万4,000円の利益ということになってございます。

続きまして、42ページでございます。販売費及び一般管理費ですけれども、役員報酬は支給額の見直しにより96万円の減、給料手当、賞与、法定福利費合わせて4,942万円で536万円ふえてございますが、社員増が理由でございます。それから、減価償却費では104万円増となっておりますが、こちらは駅事務所の改修経費などによる増加でございます。賃借料21万円増となっておりますが、その理由は、新たに設けた駅事務所の賃借料でございます。負担金50万円増の理由は、道の駅の警備経費等の一部について入居者が案分することとなったため、新規の負担額がふえてございます。

43ページになります。株主資本等の変動計算書でございます。資本金額は変わりございませんので、利益剰余金、前期が1,723万円で、当期純損益を差し引きました当期の変動額の合計が834万円で、当期末の残高は1,807万円となります。純資産については、ごらんとおりでございます。

45ページから48ページは、参考資料といたしましてニセコリゾート観光協会の本務事業分と放送事業分に分割した貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費となります。

49ページにお進みください。49ページ、この決算に関する監査報告でございます。

最後のページ、現在の役員名簿及び組織図でございますけれども、会社組織図は3月31日現在でございます。

報告第3号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどのリゾート観光協会の説明の中で副町長のほうから訂正がありますので、再度説明してください。

○副町長（林 知己君） それでは、お許しをいただきましたので、1点訂正させていただきます。

株式会社ニセコリゾート観光協会の報告中、議案の43ページでございます。議案の43ページの株主資本等の変動計算書、先ほどの説明で、この表の下から2段目、当期変動額合計を私、834万円と説明をいたしました、正しくはここに記載のとおり83万円の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これより報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みといたします。

これより報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みとします。

これより報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第10 報告第4号から日程第12 報告第6号

○議長（高橋 守君） 日程第10、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての件から日程第12、報告第6号 平成28年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの件3件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第10、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。

議案の52ページでございます。報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。

ニセコ町情報公開条例第42条の規定により、ニセコ町情報公開条例の平成28年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

53ページをお開きください。運用状況報告書でございます。1番の情報公開請求件数、処理件数ともにゼロ件でございました。3番の審査会の開催状況ですけれども、平成28年6月定例議会報告以降は、情報公開審査会で審査する案件がなかったことから開催をしてございません。

報告第4号については以上でございます。

続きまして、日程第11、報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についてござ

います。

議案の54ページでございます。報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について。

ニセコ町個人情報保護条例第53条の規定により、ニセコ町個人情報保護条例の平成28年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

55ページにお進みください。報告書でございます。開示、訂正、是正の請求、それから不服申し立て、28年度はなしということで、近年これらの実績はない状況でございます。それから、5番目に目的外利用1件、外部提供ゼロ件ということで、内容はごらんのとおりでございます。審査会の開催状況は、審査する案件がなかったことから開催をしてございません。

報告第5号については以上でございます。

続きまして、日程第12、報告第6号 平成28年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案の56ページでございます。報告第6号 平成28年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにつきましては、地方自治法に基づきまして、歳出予算の翌年度への繰り越しについて議決を経ている繰越明許費について翌年度5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会に報告するというものでございます。

事業名、金額等につきましては議案57ページに記載のとおりでございますが、事業の詳細につきましては12月定例会及び3月定例会において説明させていただいております。なお、繰り越した事業についてですが、一般会計の一番上になりますが、通知カード・番号カード発行委託事業は、国の施策として進められている各カードの発行に対する10分の10補助の予算となっております、この国の補助額については人口案分によって決められ、市町村に配当されております。平成28年度分のカード発行実績が国の配当分に満たない場合については繰越明許費により対応することとなり、次年度に繰り越したものでございます。また、上から2段目になりますが、近藤小学校の校舎改修事業につきましては、国の補正予算による国費補助の内示に応じた事業であり、平成28年度中に支出が終わらない事業であることから繰り越したものとなります。次に、表の真ん中になりますが、簡易水道事業特別会計及び一番下の公共下水道事業特別会計についてですが、北海道が実施しております道道ニセコ停車場線改良工事の残りの区間について、国の補正予算により繰り越し事業として実施されることとなりました。これに伴いまして本町が実施する上下水道管の移設工事の予算につきましても繰り越し、事業実施するものでございます。翌年度繰越額は3会計合計で1億5,036万1,000円、特定財源は国庫支出金で1,498万2,000円、地方債で1億2,000万円、その他で1,500万円、一般財源につきましては37万9,000円でございます。

報告第6号に関する説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

これより報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これにて報告済みとします。

これより報告第6号 平成28年度ニセコ町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

### ◎日程第13 承認第1号から日程第17 承認第5号

○議長（高橋 守君） これより日程第13、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から日程第17、承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の件まで5件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第13、承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町一般会計補正予算）でございます。

横長の厚い冊子、こちらをご用意いたします。専決処分した事件の承認というほうでございます。承認第1号から5号までは平成28年度一般会計予算及び特別会計予算についてですけれども、決算に向けて大きな予算増減を整理し、収支見通しによる基金取り崩しの解消といった財源調整や、あるいは新たな基金の積み立てなどを行う最後の補正ということで、この補正後のものが平成28年度最終予算ということでございます。

最初に、今回専決処分しました平成28年度一般会計補正予算の全体像について説明をいたしますので、お配りをしております補正予算資料ナンバー1、ナンバー1とナンバー2 ございますので、ナンバー1のほうをご用意いたします。こちらの補正予算資料ナンバー1、専決分の4ページをお開

きください。全体像ということで、4ページでございますが、まず歳入についてですが、税の決算収入見込みや交付金、国、道支出金、町債などの額の確定に合わせ、予算の増減を行っております。これによりまして、特に今年度は町税が大きく増収となったことから相当額の一般財源が確保でき、財源として予定しておりました基金からの繰入金の全額1億1,400万円を減額しております。また、国保会計の収支見通しやこれまでの一般会計から国保会計への任意分の繰り出し実績などから、国保会計からの繰入金を新たに計上しております。なお、本繰入金につきましては、後ほど説明します歳出において同額を計上し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、歳出でございますが、歳入において一般財源が大きく増額となったことなどから、将来の財政需要に備え、各種基金への積み立てを計上しております。具体的には、将来の庁舎整備に備え5,000万円、後年の過疎債ソフト分の償還に充てるため減債基金に2,000万円、国営農地再編整備事業の町負担額の平準化に向けた国営基金に1,000万円、国保会計からの繰入金相当額として財政調整基金に1,450万円、その他新規寄附分となっております。このほか、事業実績に基づき公共事業や町補助金、他団体負担金などの減額を行っております。こちらは、歳入における国、道支出金、町債等とも連動した減額となります。また、特別会計5会計の決算見込みによりまして、特別会計への繰出金も減額補正しております。

これらの実績に基づく予算額の整理、財源の調整、さらには基金積み立てを行った結果、歳入歳出それぞれ1,381万9,000円の増額補正となっております。

それでは、議案の説明をいたします。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページは、平成29年3月31日付での専決処分書でございます。

続きまして、5ページ、平成28年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成28年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,381万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,694万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

議案の6ページから第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入が6ページから7ページ、歳出が8ページに載っております。

それから、9ページ、10ページを飛ばしていただきまして、12ページが歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入が12ページ、13ページは歳出でございます。歳出の一番下、歳出合計をごらん

ください。今回の補正減額1,381万9,000円の財源内訳は、国、道支出金で3,292万6,000円の減額、地方債で320万円の減額、その他特定財源で1億77万7,000円の減額、一般財源では1億5,072万2,000円の増額という構成でございます。

(何事か声あり)

失礼いたしました。ただいまの事項別明細書の歳出の今回の補正額1,381万9,000円の私、減額と申しましたが、減額ではございません。増額でございます。訂正させていただきます。

一般財源では1億5,072万2,000円の増額という構成でございます。

それでは、歳出より説明をいたします。32ページでございます。説明に当たりまして、入札によります執行残や事業確定による執行残につきましては説明を省略させていただき、それ以外の理由により増減のある項目について説明をさせていただきますので、ご了承願いたいというふうに思います。また、表の一番右側の説明欄に記載のない予算科目につきましては、表中央の欄の財源内訳の変更のみとなっております。歳入補正予算に伴う財源充当の変更のみとなりますので、こちらにつきましても詳しい説明を省略させていただきます。

それでは、歳出の32ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の北海道自治体情報システム協議会負担金では、帳票の修正開発、システム使用等の実績による負担金の確定による執行残の減額補正となっております。

4目の基金積立金では、歳入において税収等の一般財源の増額が図られたこと、新規で寄附を受けたことから、新たに4つの基金へ積み立てるものでございます。また、庁舎整備基金、国営基金については、個別事業への基金につき、該当する別の予算科目にて補正計上してございます。説明に当たり、別冊の補足資料の7ページをごらんください。こちらの大きく補足資料と書いた別冊の資料でございます。これの一番後ろの7ページでございます。大きく補足資料と書いた最後の7ページでございます。こちらを参考としていただきたいというふうに思います。まず、財政調整基金積立金1,450万円の増額補正につきましては、国民健康保険事業特別会計の収支見通しやこれまでの一般会計からの任意分としての繰出金の実績、また国保事業の平成30年度都道府県化から、国保会計から一般会計への繰入金同額について財政調整基金に積み立てるものでございます。次の社会福祉事業基金積立金及び最後のふるさとづくり基金積立金については、3月定例会以降3月末までの新たな寄附分をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。最後に、減債基金の積立金2,000万円の増額補正につきましては、国の制度改正により、平成22年度から過疎対策事業債においてソフト分野での借入れが可能となっております。本町ではこれまでに5億1,300万円余りの借入れをしており、ラジオニセコの運営や子ども医療費の無料化、クリーン米への補助などさまざまな過疎対策事業に活用しております。この借入れの元利償還に対しては、その7割が普通交付税において措置されますが、残り3割の町負担分に備え、負担の平準化を図るため積み立てるものでございます。

続きまして、議案の32ページの下段でございます。6目の企画費、15節工事請負費と、33ページになりますが、18節の備品購入費では、テレワーク施設の整備工事について、当初見込みより事業規模を縮小したことによる減額補正455万1,000円となっております。工事請負費で455万1,000円で

す。備品購入費で158万4,000円の減額補正でございます。

10目の庁舎管理費の25節積立金では、今後の庁舎整備に向けた準備として庁舎建設基金積立金5,000万円の計上で、これにより基金残高は1億円となります。

11目の財産管理費及び16目の職員給与費は、財源の調整となっております。

34ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費において19節のニセコ町社会福祉協議会補助では、訪問介護収入において通院介護などの有償輸送サービスの利用者が当初見込みより多くなり、事業収益がふえたことなどにより、町補助金の減額が図られることとなったため、123万2,000円の減額でございます。20節の扶助費については、いずれも扶助及び給付実績による減額となっております。28節の繰出金では、平成28年度国保会計において出産一時金及び後志広域連合共通事務費、町単独事務費が確定したことによる国民健康保険事業特別会計繰出金181万5,000円の減額となっております。

2目の老人福祉費では、財源調整となっております。

3目の後期高齢者医療費の28節繰出金では、後期高齢者医療広域連合共通事務費経費分と町単独事務費分、保険基盤安定分の確定による101万1,000円の減額です。

2項児童福祉費、1目児童措置費、20節扶助費の児童手当は、支給実績による減額となっております。

35ページになります。2目の児童福祉施設費では、財源調整となっております。

36ページにお進みください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費において、簡易水道事業特別会計の歳出の減額に伴います繰出金263万1,000円の減額補正でございます。

3目の環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業補助において、当初見込んでおりました補助対象者が年度中の実施を取りやめたことにより補助対象事業量が減少したため、設置実績により執行残218万円の減額補正でございます。

2項清掃費、2目塵芥処理費は、財源調整となっております。

37ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助では、事業実施に必要な収益力向上計画の当初取り組み面積により予算計上しておりましたが、要件精査により取り組み面積が減となったことにより減額補正となっております。

6目農地費の13節委託料の換地計画等作成業務委託料では、工事等の面積及び業務の確定によりまして当初の業務内容と数量に変更が生じ、減額の設計を行ったことによる109万5,000円の減額補正。19節では、多面的機能支払交付金事業交付金で、当初交付金対象農用地に取り込み可能な面積を見込みで予算計上しておりましたが、各活動組織との調整が難航し、見込み対象農用地までの面積に拡大できなかったことによる執行残として189万5,000円の減額補正でございます。25節の国営緊急農地再編整備事業基金積立金1,000万円の計上です。国営事業の町負担への準備及び負担の平準化として、平成27年度に基金を創設し、これまで毎年度積み立てを行ってききましたが、基金創設前の平成26年度にも減債基金へ1,000万円の積み立てを行っております。このため、これまで国営事業に対し2つの基金に積み立てを行っている状況となっていましたので、今回国営基金に1,000万円の

積み立てを行うことで基金の整理、一本化を図るものでございます。

11目の農業経営基盤強化促進対策費につきましては、19節、補助金で担い手確保・経営強化支援事業につきましては、機械導入補助の実績減による77万8,000円の減額補正。21節の貸付金では、新規就農資金の貸付金4名分の予算に対して実績1名により300万円の減額となっております。

38ページになります。12目の土づくり対策費及び2項林業費、1目林業振興費は、財源調整となっております。

2目の町有林造成費では、間伐事業委託料は実績により減額補正。

39ページになります。7款商工費、1項商工費、2目観光費、11節需用費の印刷製本費では、外国語版の観光パンフレット印刷等の入札執行残等による実績により159万8,000円の減額補正でございます。

3目の消費行政推進費は、財源調整となります。

40ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費は、財源調整となっております。

3目の除雪対策費では、降雪量が少なかったため、契約条項により当初契約金額の85%をもって平成28年度の契約金額となったことによる町道等除雪委託料2,023万2,000円の減額となっております。

4目の道路新設改良費は、財源調整でございます。

5目の橋梁維持費では、芙蓉橋の改修工事に係る社会資本整備総合交付金の内示額の確定に伴い、当初予定していた事業内容を変更縮小したため、1,111万2,000円の減額でございます。

5項都市計画費、2目都市計画整備事業費は、財源調整でございます。

6項下水道費、1目下水道整備費については、公共下水道事業特別会計歳出の減額による繰入金245万5,000円を減額するものでございます。

41ページの7項住宅費、1目住宅管理費は、財源調整となっております。

42ページになります。9款1項1目消防費において、羊蹄山ろく消防組合負担金としてニセコ支署費、消防団の運営費、消防庁舎管理経費の執行残合わせて412万2,000円の減額補正でございます。

続いて、43ページ、教育費になります。10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費のバス借上げ料では、少人数の登下校の際のワゴン車の利用や乗車人数に応じた臨時便の設定、暴風雪によるスキー授業中止によりまして、当初利用見込みよりも少ない運行とすることができたことにより327万4,000円の減額補正でございます。

2項小学校費の近藤小学校施設改修実施設計業務委託料及び5項幼児センター費の幼児センター増築機能向上工事については、入札による執行残でございます。

4項高等学校費及び6項社会教育費、3目有島記念館費は、財源調整となっております。

44ページになります。4目学習交流センター費、7項保健体育費、3目給食センター費及び5目の運動公園費についても、財源調整となっております。

それでは、歳入にまいります。14ページをごらんください。14ページ、歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分3,873万2,000円の増、それから2節滞納繰越分116万

6,000円の増で計上しております。前年度に比べて給与所得、譲渡所得等が増加したことによる調定額の増などによる増額となっております。

2目法人、1節現年課税分4,483万2,000円の増で計上しております。こちらは、観光関連事業者や新幹線観光開発事業、建設関係の事業者、不動産関係事業者の法人税割、均等割の増額により増額の補正となっております。

2項1目固定資産税、1節現年課税分の4,784万5,000円の増、それから2節滞納繰越分57万円の増で計上しております。電力関係会社などの償却資産で3,260万円の大幅増や新規家屋などの1,524万5,000円の増による増額の補正となっております。

3項1目軽自動車税、1節現年課税分の125万3,000円の増、それから2節の滞納繰越分12万5,000円の増で計上しております。前年度収入に比べて285万4,000円の増となっており、増税分と徴収率の増の影響で増額の補正となっております。

4項1目町たばこ税、1節現年課税分249万1,000円の増で計上しております。前年度収入に比べて29万2,000円増額となっており、当初予算額に比例して実績による増額となっております。

15ページになります。5項1目入湯税、1節現年課税分1,196万1,000円の増で計上しております。入湯客の実績の増により、前年度収入額に比べて284万5,000円の増額となっており、当初予算額に比べて大幅な増額となっております。

次に、16ページ、2款の地方譲与税から18ページ、8款の自動車取得税交付金までにおいては、各項目の額の確定による補正でございます。

続きまして、19ページ、10款地方交付税については、715万5,000円の減額の補正です。普通交付税については、過疎債や辺地債など交付税措置のある地方債の償還額の増などによる増額分がありますが、一方で町税が大きく増額となったことから、その交付税算定分が減額となり、総額として減額となったものでございます。特別交付税については、地域おこし協力隊や就学支援に対する対象経費の増などによるものでございます。

20ページになります。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金において、幼児センター保育料長時間型につきましては、当初見込みより途中入園児の増及び高階層の世帯の増により、歳入増によりまして239万9,000円の増額です。また、広域保育所入所市町村負担金につきましては、広域保育所入所協定に基づく他町村からニセコ町幼児センターへの入所による受け入れ負担金の実績による歳入増となっております。

21ページの13款使用料及び手数料の1項使用料、5目教育使用料の幼児センター保育料、こちらは短時間型につきましても当初見込みより入園人数及び高階層世帯が多かったことによる歳入増により58万9,000円の増額です。また、広域幼稚園入園市町村負担金については、他町村からニセコ町幼児センターへの入所による受け入れ負担金の実績による歳入増となっております。

22ページになります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、児童手当負担金の給付実績による国庫負担金の減。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備補助金の確定に伴う減額。また、情報通信技術利活用事業費補助金では、テレワーク施設整備工事について当初見込みより事業規模を縮小したことによる減額の国庫補助

金、合わせて779万8,000円の減額となっております。

3目衛生費国庫補助金の環境型社会形成推進交付金では、合併浄化槽補助について補助対象事業量が減少したことによる国庫補助金64万6,000円の減額です。

5目の土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金については、補助金確定に伴い社会資本整備総合交付金を減額補正するものでございます。これは、橋梁補修事業の事業実績による交付金の減737万8,000円、雪寒除雪事業の実績による減が512万5,000円、高齢者私道除雪事業の交付金対象外による減が78万円の合わせて1,328万3,000円の減となっております。

3項委託金について、2目の民生費委託金の国民年金事務費委託金について、交付金の算定基準額の変更と取り扱い件数増になったことによりまして41万5,000円の増額計上でございます。

3目の農林水産業費委託金では、国営土地改良事業の委託金の事業費確定に伴いまして歳入委託金40万7,000円の増額。

24ページになりますが、15款道支出金、1項道負担金の1節では、後期高齢者医療の保険基盤安定負担金実績の確定に伴いまして道負担金の補正で、2節では、児童手当負担金給付実績による道費の負担金の減となっております。

2項道補助金の2目民生費道補助金では、重度心身障害ひとり親医療費の交付金交付決定額の確定による補正。

4目の農林水産業費道補助金、1節については、上から強い農業づくり事業補助金は、担い手確保、経営強化の支援事業の実績確定による補助額の確定によりまして77万8,000円の減額補正。その下、多面的機能支払交付金については、当初農業振興地域の見直しにより交付金対象農用地に取り込み可能な面積を見込んで予算計上しておりましたが、各活動組織での確認、検討には至らず、対象農用地の変更を行わなかったことによる補助金142万1,000円の減額補正でございます。中山間地域等担い手収益力向上支援事業の補助金では、事業実施に必要な収益力向上計画の当初取り組み面積により予算計上をしましたが、要件精査により取り組みの面積が減となったため、補助金185万円の減額補正でございます。2節では、町有林の造成事業補助金で、事業実施による事業量減による補助金額の減。

5目の商工費道補助金において、北海道消費者行政活性化事業補助金の配当増による264万3,000円の増額補正となっております。

6目の教育費道補助金の地域づくり総合交付金では、有島記念館の企画事業についてコミュニティ助成から道補助金に財源が変更になったことによる50万円の増額補正。

25ページの3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金では、個人町民税の増加に伴いまして道民税徴収取り扱い額も増加したことにより、当初予算額に比べて129万4,000円の増額となっております。

2目の農林水産業費委託金の国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区換地業務委託金については、事業費確定による歳入委託金132万6,000円の減額補正でございます。

26ページになります。16款財産収入の町有地売り払い収入ですが、先ほどの別冊の補足資料、この後も何か所か出てきますが、2ページ、3ページに位置図というか、箇所図を載せてございます

ので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。補足資料の2ページ、3ページでございます。まず、町有地を売却したことにより211万1,000円を計上しております。内訳といたしまして、1点目は、道道ニセコ停車場線の道路拡幅に伴う売却で288万1,000円、2点目は、平成27年度にルピシアに売却した町有地のうち、国営農地基盤整備事業の土取り場として利用するため売却していなかった土地について、別の土取り場が確保できたため、ルピシアの意向も確認して売却したことにより収入25万円の合計、合わせて313万1,000円でございますが、当初予算で102万円を計上済みですので、その差額として211万1,000円を補正計上しております。また、立木売り払い収入では、実績により105万8,000円を計上しております。一番下の温泉供給設備売り払い収入では、ニセコ源泉の北海道中央バス株式会社への売買契約成立、これは平成29年3月22日付ですが、これに伴いまして366万7,000円の増額補正計上となっております。

続きまして、27ページ、17款寄附金では、指定寄附金、ふるさとづくり寄附金、合わせて13万円の計上でございます。

28ページになります。18款繰入金、1項基金繰入金、4目の公共施設整備基金繰入金においては、事業財源として当初予算で計上していた1億円全額を取り崩さないこととしたことによる減額でございます。

5目の地域福祉基金繰入金においても同様に、1,400万円全額を取り崩さないこととしたことによる減額です。

2項特別会計繰入金、2目国民健康保険事業特別会計繰入金については、国民健康保険事業特別会計の収支見通しやこれまでの一般会計からの任意分としての繰出金の実績、また国保事業の平成30年度の都道府県化を踏まえ、国保会計から一般会計へ繰り入れるもので、繰入金同額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

29ページ、19款1項1目繰越金では、前年度繰越金1,720万7,000円で、平成27年度から28年度へ実際に繰り越した1億6,624万8,000円に合わせた増額補正となります。

30ページの20款諸収入、1項1目延滞金では、滞納者の収入実績増により町税延滞金35万3,000円の増額となっております。

5項雑入の14節備荒資金支消金では、決算見込みにより資金の消費する必要がなくなったことにより2,280万円の減額の補正。23節の雑入におきましては、上から元気な担い手育成対策事業負担金では、新規就農資金の貸付金の実績減による農協負担分の収入の減。2番目のコミュニティ助成事業補助金は、有島記念館の企画事業についてコミュニティ助成から道補助金に財源が変更になったことによる200万円の減額。自治体国際化協会助成金では、インバウンド支援事業、外国語パンフの作成ですが、事業費の減による助成金70万7,000円の減額。ようてい地域広域消費生活相談窓口運営受託収入では、北海道消費者行政活性化事業補助金が充当されたことから、ようてい消費生活相談窓口運営協議会からの受託収入314万3,000円の減額補正でございます。24節の後志広域連合保健事業負担金55万6,000円の増額では、国保保健事業予防接種にかかわる費用を後志広域連合から負担金として収入することによる補正でございます。

31ページ、21款の町債において、入札執行残など事業費の減額及び補助金等の特定財源の確定に

より、各事業債を借り入れ実績に基づいて減額補正するものでございます。

それでは、9ページにお戻りいただきたいと思っております。9ページは、第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で、消火栓の更新整備事業以下10ページにかけての6件の事業について、おのおの左側の変更前の起債の限度額を減額して、右側の欄、変更後の起債の限度額にするものでございます。そのほか、起債の利率等は変更ございません。それから、地方債につきましては45ページに現在高に関する調書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）についてでございます。

議案は47ページになります。承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

49ページは、平成29年3月31日付での専決処分書をつけてございます。

51ページ、平成28年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成28年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,318万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,176万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをごらんいただきたいと思っております。52ページ、53ページが、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出の予算補正を載せてございます。

54ページ、55ページが歳入歳出補正予算の事項別の明細書でございます。

55ページの歳出の合計をごらんください。補正額1,318万6,000円の財源内訳については、その他で521万6,000円の減額、一般財源で1,840万2,000円の増額ということでございます。

それでは、歳出から説明をいたしますので、60ページをお開きください。60ページ、歳出でございます。1款総務費の1目の一般管理費の国民健康保険事業特別会計繰出金で1,450万円、こちらは国保会計の歳入歳出状況を勘案し、一般会計へ繰り出すことによる補正でございます。

2目の広域連合負担金は、財源調整となっております。

61ページの4款諸支出金については、保険税の還付金（一般分）の実績による減額補正でございます。

62ページの5款予備費についても、減額補正となっております。

それでは、歳入のほうを説明いたしますので、56ページをお開きください。56ページの歳入、1款1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税では、1節の医療給付費分現年課税分

1,202万4,000円の増から6節の介護給付金分滞納繰越分46万3,000円の増まで、収納額の確定により計上してございます。前年度に比べて、加入世帯数及び被保険者数の増加、税率改正及び譲渡所得等が増加したことにより、調定額の増及び徴収率の向上による増額となっております。

2目の退職被保険者国民健康保険税においては、1節から3節において減額で計上しております。当初予算額に対して436万7,000円、実績減額となっております。

57ページ、3款繰入金の一般会計繰入金については、出産育児一時金の確定により繰入金の251万8,000円の減額の計上。事務費繰入金は、後志広域連合共通事務経費、町単独の事務費が確定したことによる繰入金の増額補正でございます。

2項の基金繰入金では、国民健康保険基金の繰入金340万1,000円を減額し、基金を取り崩し、国保会計に繰り入れることを取りやめてございます。

58ページの4款繰越金では、前年度繰越金98万8,000円の増額補正でございます。

59ページの5款諸収入については、実績により保険税の延滞金（一般分）44万6,000円の増額計上でございます。

承認第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算）についてでございます。

議案は63ページとなります。承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

65ページは、平成29年3月31日付での専決処分書でございます。

67ページ、平成28年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成28年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ101万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,028万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをごらんください。68から69ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

めくっていただきまして、70ページから71ページは補正予算の事項別明細書の総括でございます。71ページの歳出の合計欄をごらんください。今回の補正額101万1,000円の減額について、全てその他財源でございます。

歳出より説明いたします。73ページをお開きください。73ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金の確定に伴う101万1,000円の減額でございます。

次に、72ページの歳入でございます。2款繰入金において、1目事務費繰入金及び2目の保険基

盤安定繰入金について額の確定による減額となっております。

承認第3号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

議案は75ページになります。承認第4号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

77ページは、平成29年3月31日付での専決処分書でございます。

79ページになります。平成28年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成28年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ487万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,236万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

それでは、80ページ、81ページに第1表、歳入歳出予算補正を掲載してございます。

82ページを飛ばしていただいて、84ページ、85ページ、補正予算事項別明細書の総括でございます。85ページ、歳出のほうをごらんください。合計欄、補正減額487万7,000円、減額の財源内訳につきましては、国、道支出金で44万2,000円の減額、地方債で240万円の減額、その他で18万2,000円の減額、一般財源では185万3,000円の減額ということでございます。

93ページ、歳出をごらんください。歳出の93ページ、1款総務費、1項1目一般管理費において、消費税の納付金19万9,000円の減額、消費税納付金の確定及び中間納付者が当初予定より低かったことによる執行残の減額補正となっております。

94ページ、2款管理費、1項1目維持管理費においては、11節の需用費から16節の原材料費まで実績及び入札執行残による減額補正でございます。

95ページ、3款の公債費では、町債償還の貸付利率が当初予定より低かったことによる執行残79万1,000円の減額。

96ページの4款予備費は、執行残の減額でございます。

続いて、歳入を説明いたしますので、86ページをごらんください。歳入の86ページ、1款の水道使用料について、現年及び滞納繰越分の実績による増額の補正でございます。

87ページ、2款国庫支出金について、簡易水道事業国庫補助金で、水道施設の機器設備の更新事業費の確定による減額補正となっております。

88ページは、3款繰入金の一般会計繰入金については、簡易水道事業特別会計の歳出の減額に伴う繰入金263万1,000円の減額補正でございます。

89ページの4款繰越金については、実績増に伴う前年度繰越金の増額補正。

90ページの5款諸収入の雑入では、実績による補償費の減額補正となっております。

91ページ、6款町債の簡易水道事業債においては、機械設備の更新事業は水道施設機器設備の更新事業費の確定による減額補正でございます。施設整備事業または配水管更新事業については、こちらも実績による起債額の減額となっております。

92ページは、7款道支出金、簡易水道事業道補助金については、水道事業管路運営基盤強化支援業務事業費の確定による減額補正となっております。

82ページにお戻りください。82ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で、左側、変更前に記載の限度額を240万円減額して、右側の欄、変更後の起債の限度額にするものがございます。そのほか、起債の利率等は変更ございません。それから、地方債につきましては、97ページにも現在高に関する調書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

承認第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

議案99ページになります。承認第5号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

101ページは、平成29年3月31日付での専決処分書でございます。

103ページになります。平成28年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成28年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ754万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億611万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをごらんください。104ページ、105ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

めくっていただきまして、106ページを飛ばしていただきまして、108ページ、109ページが補正予算の事項別明細書の総括でございます。109ページ、歳出の合計欄をごらんください。今回の補正額754万4,000円の減額について、地方債で490万円の減額、その他で27万円の減額、一般財源では237万

4,000円の減額でございます。

それでは、114ページの歳出をごらんください。114ページ、歳出、1款総務費、1項1目一般管理費では、消費税納付額の確定及び中間納付額が当初予定より低かったことによる執行残の減額補正となっております。

115ページ、2款管理費、1項1目維持管理費、11節の需用費では、光熱水費の電気料で、北電から王子・伊藤忠エネクスへの変更に伴う執行残による減額補正でございます。13節の委託料では、入札残による減額補正となっております。

116ページになります。3款1項1目建設改良費において、工事請負費は、道道ニセコ停車場線歩道整備工事に伴う下水道管渠の施設等移設工事について、当初下水道本管が移設対象となっていました。道道の設計見直しにより移設工事を行わなくてもよくなったことによる工事費500万円の減額補正でございます。

117ページ、4款公債費の町債償還利子については、町債償還の貸付利率が当初予定見込みより低かったことによりまして44万4,000円の減額補正でございます。

118ページは、5款予備費は、50万円の減額でございます。

続きまして、歳入、110ページでございます。110ページ、4款繰入金では、一般会計繰入金については、国庫補助金や町債の確定及び歳出予算執行の実績などによりまして245万5,000円の減額補正でございます。

111ページ、5款繰入金では、実績による増額補正でございます。

112ページ、6款諸収入では、道道ニセコ停車場線の補償工事に伴う公共下水道管渠移設補償金の確定による減額補正でございます。

113ページ、7款町債の公共下水道事業債についても、道道ニセコ停車場線の補償工事に伴う公共下水道整備事業債の確定による起債額490万円の減額補正でございます。

それでは、106ページにお戻りください。106ページ、第2表、地方債補正でございます。ただいま説明いたしました公共下水道整備事業債については、限度額が変更となっております。起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。地方債につきましては、119ページに現在高に関する調書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございますが、専決処分した本補正予算にかかわりまして各会計総括表及び一般会計、各特別会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、こちらの別冊の補正予算資料ナンバー1のほうに記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） この際、午後2時30分まで休憩いたしたいと思います。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（高橋 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明が終わりましたので、これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算)の件は、承認することに決しました。

これより承認第4号 専決処分した事件の承認について(平成28年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についても討論を省略いたします。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成28年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

#### ◎日程第18 議案第1号

○議長（高橋 守君） これより日程第18、議案第1号 農業委員の選任についての件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第18、議案第1号 農業委員の選任について説明をいたします。

議案の58ページでございます。議案第1号 農業委員の選任について。

ニセコ町農業委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、虻田郡ニセコ町字宮田、氏名、荒木隆志。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

下段に提案理由がございますので、読み上げます。提案理由、平成27年9月4日に改正後の農業委員会等に関する法律が公布され、公布後、最初の農業委員の選任については、町長が任命することとなり、本町においても平成29年7月19日に任期満了を迎えることから、町長が選定した農業委員候補者について議会の同意を求めため、この案を提出するものでございます。

こちらにつきましては、別冊の資料の1ページをお開きください。説明資料と書いたほうでございます。第3回ニセコ町議会定例会説明資料と書いたほうでございます。この説明資料の1ページをまずごらんください。1ページは、農業委員候補者の一覧表で、候補者の氏名、性別、年齢、職業、認定農業者の有無、推薦団体、経歴のほか、その他の欄には農地委員候補、中立委員候補の記載をしております。2ページから3ページにかけては、さきの議員協議会において説明させていただきましたが、農業委員会法の改正による農業委員の選出方法の変更に伴い、町長より諮問を受けたニセコ町農業委員評価選考委員会での審議の経過及び論点と答申を受け、議会に上程するまでの経緯について記載しております。

議案第1号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号 農業委員の選任についての件を採決します。

本案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、これに同意することに決しました。

#### ◎日程第19 議案第2号から日程第30 議案第13号

○議長（高橋 守君） これより日程第19、議案第2号 農業委員の選任についてから日程第30、議案第13号 農業委員の選任についての件まで12件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第19、議案第2号から日程第30、議案第13号までの農業委員の選任についてご説明いたします。

議案の60ページをお開きください。議案第2号 農業委員の選任について。

ニセコ町農業委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字近藤、氏名、平松利幸。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

提案理由につきましては、先ほどの議案第1号と同じでございますので、省略をさせていただきます。なお、議案の第2号から13号までは、同じく農業委員の選任について議案の内容及び提案理由については同じでございますので、省略させていただいて、農業委員候補者の住所、氏名、生年月日について読み上げ、提案させていただきます。なお、先ほどと同様に、農業委員候補者の経歴等につきましては、別冊説明資料の1ページでご確認をお願いしたいというふうに思います。

それでは、62ページになります。議案第3号でございます。住所、虻田郡ニセコ町字曾我、氏名、松田修身。

続きまして、64ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字福井、氏名、長井修。

66ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字里見、氏名、大橋敏徳。

68ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字曾我、氏名、芳賀修一。

70ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字ニセコ、氏名、山崎常雄。

72ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字西富、氏名、大田和広。

74ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字黒川、氏名、笹塚成之。

76ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字元町、氏名、大野智美。

78ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字有島、氏名、佐藤寿恵。

80ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字有島、氏名、茶谷久登。

82ページになります。住所、虻田郡ニセコ町字近藤、氏名、大加瀬真紀子。

以上、議案第2号から13号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号から議案第13号まで一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第2号から議案第13号まで一括して討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第2号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第3号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第4号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第5号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第6号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第7号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第8号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第9号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第10号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第11号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第12号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、これに同意することに決しました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第13号 農業委員の選任についての件は、本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、これに同意することに決しました。

◎日程第31 議案第14号

○議長（高橋 守君） 日程第31、議案第14号 請負契約の締結について（近藤小学校校舎改修事業）の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第31、議案第14号 請負契約の締結について説明をいたします。

議案の84ページでございます。議案第14号 請負契約の締結について（近藤小学校校舎改修工事）。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

記、1、契約の目的、近藤小学校校舎改修工事（平成28年度繰越明許費事業）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、7,797万6,000円。

4、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字本通137番地、株式会社浦野工務店代表取締役、浦野隆志。  
平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

本件につきましては、工事にかかわる契約に関するもので、5月11日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、ニセコ町内に営業所のある札幌の事業者1社、小樽市の事業者1社、倶知安町の事業者2社及びニセコ町の事業者2社の計6社を指名いたしました。6月7日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が7,450万円、最低額が7,220万円となりまして、ニセコ町の株式会社浦野工務店に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、落札率は98.5%でございます。

議案第14号に関する説明は以上でございます。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号 請負契約の締結について（近藤小学校校舎改修事業）の採決に入ります。  
お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第15号から日程第40 議案第23号

○議長（高橋 守君） 日程第32、議案第15号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更  
についての件から日程第40、議案第23号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件  
まで9件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第32、議案第15号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計  
画の一部変更について説明をいたします。

議案の86ページをお開きください。議案第15号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変  
更について。

過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、ニセコ町に係る過疎地域自立促進市町村計  
画の一部を別紙のとおり変更する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

過疎地域の指定を受けている自治体では、過疎地域自立促進特別措置法の目的達成に向けて具体  
的施策を推進するに当たり、市町村計画を定めてございます。これまでも本町では、計画に基づき  
道路や公共施設といった生活基盤等の整備や各種ソフト事業等を着実に進めてきておりますが、今  
回市町村計画を変更するに当たり、議案を提出するものでございます。

議案の87ページをごらんください。87ページには、変更内容として、左側が変更前で、右が変更  
後になりますが、変更内容として、3区分において新たに3つの事業名を加えてございます。

議案の88ページには変更理由を記載してございますので、読み上げて説明をいたします。88ペー  
ジの変更理由でございます。前段は先ほど説明させていただきました内容と同じ内容でございます  
ので、省略をさせていただき、変更理由の上から5段目からになります。5段目からは、87ペー  
ジの変更内容の区分では一番上の4になりますが、高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進として、  
平成23、24年度で整備したゲートボール場について、最寄りの公共トイレが休止中なことから、利  
用者よりトイレ整備の要望を受けていたところであり、今回、休止中のトイレを下水道に接続し、  
高齢者等対応のトイレに改修をいたします。なお、接続先の下水道について、道道ニセコ停車場線  
の改良事業に伴い移設物件となっております。平成28年度に道道道路整備及び下水道管の移設が  
完了したことから、このほど実施するため、過疎計画の変更を行います。

また、87ページの区分の5、真ん中の部分ですが、医療の確保対策として、子どもに恵まれない

夫婦の治療や妊婦の経済的負担の軽減を図り、出産に至る支援環境の向上を図り、過疎地における出生率の改善や移住定住促進につなげるため、不妊治療等支援事業を行うことから、過疎計画の変更を行います。

次に、87ページの一番下の区分6、教育の振興として、事業名は集落施設、体育施設等その他となりますが、平成23年度に大規模改修を行った町民センターについて、あわせて外構も実施いたしました。隣接する道道ニセコ停車場線の改良事業の実施に伴い、用地関係の整理等により一部未整備となっておりましたが、このほど平成28年度に町民センター前の道道整備が完了し、未整備区間について外構工事、駐車場整備を実施するため、過疎計画の変更を行います。

なお、89ページには参考資料といたしまして事業計画の変更した部分を抜粋しておりますので、後ほどごらんいただきたいというふうに思います。

議案第15号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第33、議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について説明をいたします。

議案の90ページでございます。議案第16号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、ニセコ辺地、曾我辺地及び近藤辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

今回の提案理由についてご説明をいたします。辺地に係ります公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業として公共施設の整備を行おうとする市町村につきましては、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画について、都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て総務大臣に提出することとなっております。これによりまして、計画掲載事業について財政上の優遇措置、元利償還金の普通交付税基準財政需要額の80%の歳入が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となるものでございます。現在ニセコ町では5地域、ニセコ、曾我、近藤、宮田、福井が辺地地域となっており、このうちニセコ、曾我、近藤の3地域で辺地総合計画を策定しております。この3地域、ニセコ、曾我、近藤において対象事業を追加する運びとなったことから、辺地総合整備計画を変更いたします。

議案の91ページから93ページに総合整備計画書（案）として掲載してございます。参考といたしましては、別冊の補足資料、大きく補足資料と書いた1ページにその箇所を記載した辺地図を記載しておりますので、こちらをあわせてごらんいただきたいと申します。開いてA3の地図でございます。補足資料の1ページでございます。

（何事か声あり）

失礼しました。私だけA3でした。A4横でございます。私だけ見やすくなっております。失礼しました。

まず、91ページのニセコ辺地にあつては、町道ニセコ藻岩下線ロードヒーティング改修事業、92ペ

ージの曾我辺地にあつては、曾我地区簡易水道機器の設備更新事業、曾我地区簡易水道管渠の更新・耐震化事業、曾我地区簡易水道配水管布設事業、93ページの近藤辺地にあつては、町道近藤十線通の改良舗装事業、里見地区簡易水道管渠更新・耐震化事業となっております。ニセコ辺地、曾我辺地及び近藤辺地の総合整備計画の一部変更にあたり、平成29年5月29日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提出するものでございます。

議案第16号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第34、議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について説明をいたします。

議案の94ページになります。議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、宮田辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり策定する。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の策定につきましては、先ほどの総合整備計画書の一部変更についてと同じく、北海道知事と協議の上、町議会の議決を経て総務大臣に提出することとなっております。現在ニセコ町では5地域、ニセコ、曾我、近藤、宮田、福井が辺地地域となっており、このうちニセコ、曾我、近藤の3地域で辺地総合計画を策定しております。

議案の95ページになりますが、このほど宮田辺地において対象事業を実施する運びとなったことから、新たに辺地総合整備計画を策定するものでございます。実施事業は、小花井地区配水管の更新事業となります。なお、計画期間は当初の策定から5年間とされております。先ほどの別冊資料と同じように、1ページに辺地図でその場所を⑦として記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。このたび宮田辺地の総合整備計画書の策定にあたりまして、平成29年5月29日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提出するものでございます。

議案第17号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第35、議案第18号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案の96ページでございます。議案第18号 非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例。

非常勤の特別職の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

97ページをお開きください。議案の97ページの下段に提案理由を記載してございますので、読み上げます。農業委員会法の改正により農地利用最適化業務が任意業務から法令業務とされ、農地利用最適化交付金が新設されたことにより、新しい制度のもとで任命された農業委員が遊休農地対策や農地調整等の用務を行う場合、報酬を支給することが可能となりました。そのため条例により日額報酬の設定が必要となったため、所要の改正を行う必要があり、本条例を提出するものでござい

ます。

それでは、条例の一部を改正する条例でございますが、こちらの説明資料では4ページにも記載してございます。また、新旧対照表では1ページになります。こちらの新旧対照表で1ページになりますので、ごらんいただきたいと思っております。薄手の新旧対照表になります。新旧対照表、左が現行で、右側が改正案となります。第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に第2条の3を加えます。第2条の3、農業委員の報酬のうち、農業委員会で農地委員として指名された委員が農地調整業務等に携わる場合に限り、年額報酬とは別に活動に応じて日額報酬を支給します。ただし、この場合において、第2条第2項の規定にかかわらず、別表1の額を支給いたします。別表1では、会長、委員の報酬以外に農地委員報酬として日額7,000円を新設します。

議案の97ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年7月20日から適用いたします。

この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正に伴う条例改正のため、町民参加等の手続を要してございません。

議案第18号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第36、議案第19号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案の98ページでございます。議案第19号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

99ページの下段に提案理由を記載してございますので、そちらをごらんください。読み上げます。提案理由、ニセコ町では、登記情報等をもとに作成した土地台帳の閲覧を行ってまいりました。近年、個人情報保護法の施行や住民基本台帳法の改正などにより、個人情報等に関する閲覧が制限されている現状があります。そこで、土地台帳情報についても同様に閲覧を制限する必要があると考えられます。また、現在ニセコ町で閲覧できる土地台帳情報は、最新の登記情報に更新する際に時間を要するため、直近の情報と違う情報が提供される場合があります。このことから土地台帳の閲覧を廃止することとし、ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する必要があることから、本条例を提出するものでございます。なお、土地、家屋の登記情報の閲覧は、札幌法務局倶知安支局にて行うことができます。

それでは、この条例の一部を改正する条例ですが、説明資料の5ページ並びに先ほどの新旧対照表、こちらの2ページをごらんいただきたいと思っております。別冊の説明資料では5ページ、新旧対照表では2ページでございます。新旧対照表、第2条第1項第23号中「、閲覧」及び「(ただし、土地の閲覧は5筆までを1件とする。)」を削ります。

議案の99ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、平成29年8月1日から施行いたします。

この条例に関する町民参加の状況ですけれども、パブリックコメントを行いまして、ごらんのと

おり、意見はなかったということでございます。

議案第19号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第37、議案第20号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案の100ページになります。議案第20号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

101ページをお開きください。下段の提案理由についてですが、読み上げます。提案理由、医療費の助成対象者等を拡大し、子どもの健全な育成と福祉の増進を図るため、この条例を提出するものがございます。

それでは、先ほどと同じく説明資料の6ページと新旧対照表の3ページにより説明をいたします。まず、説明資料の6ページ、資料4という部分でございます。こちらをごらんください。説明資料の6ページでございます。説明資料の6ページに資料4ということで、ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要ということで記載してございます。提案理由を少し詳しく記載してございますので、読み上げます。提案理由、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を目指し、子育て世帯支援の観点から、子ども医療費助成の対象年齢を現行の満15歳に達する日以降最初の3月31日、中学3年生相当から、満18歳に達する日以降最初の3月31日、高校3年生相当までに範囲を拡大して実施するために改正を行うものがございます。新旧対照表では3ページをごらんください。新旧対照表の3ページ、第2条第1項、この条例において「子ども」とは、満18歳に達する日、誕生日の前日以後最初の3月31日までの者をいう。ただし、婚姻している者を除くに改正をいたします。

それでは、議案の101ページにお戻りください。議案の101ページ、附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、平成29年10月1日から施行いたします。経過措置として、第2項で、施行前に行われた医療に関する給付の対象年齢は、なお従前の例によります。3項では、平成29年3月31日以前に現にこの条例による改正前のニセコ町子ども医療費の助成に関する条例第5条の規定により受給資格者として登録された者については、引き続き改正後の条例第5条の規定により登録されたものとみなします。

この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、パブリックコメントを行いまして、ごらんのとおり、意見はなかったということでございます。

議案第20号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第38、議案第21号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

議案では102ページになります。議案第21号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちら103ページの下段のほうに提案理由を記載してございますので、読み上げます。提案理由、医療費の助成対象者等を拡大し、障害者及びひとり親家庭の子どもの健全な育成と福祉の増進を図るため、この条例を提出するものでございます。

それでは、こちら先ほどの説明資料の7ページ、資料5という7ページ、この説明資料の一番後ろになります。これの7ページと新旧対照表の4ページ、これも一番最後になりますが、こちらで説明をいたします。説明書の資料5、7ページでございます。こちら提案理由について少し詳しく記載してございますので、読み上げます。こども医療費の助成に関する条例の一部改正により、高校3年生相当までの子どもについて医療費を無料化し、助成対象者の拡大を図ることに伴い、重度心身障害者及びひとり親家庭の子どもについても同様に高校3年生相当まで医療費を無料化するために改正を行うものでございます。新旧対照表では4ページとなります。新旧対照表の4ページ、第4条第1項ただし書き中、15歳を18歳に改めます。なお、本条例において婚姻に関する事項が記載されていない理由につきましては、さきにご説明をいたしましたニセコ町こども医療費の助成に関する条例においてニセコ町のこども医療費の助成について満18歳及び婚姻している者を除くと規定しているため、あえて記載をしてございません。また、本条例では第4条中に年齢を規定しているため、年齢のみの改正となっております。

議案の103ページにお戻りください。議案の103ページ、附則として、施行期日、第1項、この条例は、平成29年10月1日から施行いたします。経過措置として、第2項で、施行前に行われた医療に関する給付の対象年齢は、なお従前の例によります。

この条例に関する町民参加の状況ですけれども、パブリックコメントを行いまして、ごらんのとおり、意見はなかったということでございます。

議案第21号に関する説明は以上でございます。

それでは、日程第39、議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊横長の29年度の一般会計補正予算の議案をご用意いたします。議案第22号 平成29年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,883万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億423万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに

載せてございます。

4 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書総括の 4 ページが歳入、5 ページが歳出でございます。歳出の合計額、今回の補正額 6,883 万 3,000 円の財源につきましては、国、道支出金で 2,658 万 9,000 円、その他財源で 312 万 2,000 円、一般財源で 3,912 万 2,000 円でございます。

説明の都合上、歳出から説明をいたします。12 ページをお開きください。12 ページ、歳出でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において、19 節の負担金、北海道自治体情報システム協議会負担金 86 万 4,000 円、こちらは、昨年度よりセキュリティーの強靱化対策を強化していますが、3 つに分離したネットワークの 1 つのインターネット接続系について、当初見込みより利用ユーザー数がふえ、高負荷となり、動作が遅くなり、業務に支障が生じております。このため、負荷分散と動作遅延の解消を図るため、サーバーを 2 台から 4 台に増設する経費を補正するものでございます。

4 目の基金積立金、25 節積立金では、ふるさとづくり基金積立金では、ふるさとづくり寄附 3 件 405 口 202 万 5,000 円を受けたことによる補正でございます。

6 目企画費、19 節の負担金では、羊蹄山麓町村長会議負担金 5 万円、羊蹄山麓町村長会議において広域で取り組む物販を伴う PR イベントや地元食材による共通給食メニュー実施などへの協力といった取り組みを実施することとなりまして、これら取り組みに要する経費を増額補正してございます。次に、北海道国際流通機構負担金 5 万円、北海道特産物の海外輸出を目指し、これまで北海道開発局が主体となり実施してきた取り組みについて、このほど新たに発展させた枠組みとして設立をいたしました一般社団法人北海道国際流通機構に賛同し、取り組みを進めるための参加負担金を計上するものでございます。なお、当該流通機構は、これまで大口での輸出などがネックとなり、取り組みづらかった海外輸出について、小口での取り組みや代金回収上のノウハウなどを提供しながら、小さな取り組みを応援する体制を整えておりまして、本町での農産物等の輸出に向けた個人のチャレンジにも生かせるものと考えてございます。

8 目の自治創生費の 9 節旅費、12 節役務費及び 13 ページの 14 節使用料及び賃借料については、合わせて 34 万 7,000 円の計上でございます。前年度に後志総合振興局が主となりまして地方創生交付金を活用した連携事業として移住促進事業を実施いたしました。今年度は北海道地域づくり総合交付金により取り組みが継続される運びとなったため、11 月東京で開催の移住フェアへの出展経費を補正するものでございます。普通旅費で 2 名分 18 万 4,000 円、通信運搬費ではパンフレット送付等で 1 万 3,000 円、会場使用料は北海道暮らしフェア出展会場使用料 15 万円となっております。なお、本事業は、道との連携事業として道の交付金 2 分の 1 補助が優先採択される予定でございまして、6 月開催分の移住フェア経費も含めての補助対象となっております。

12 目の財産管理費は、財源調整となっております。

16 目の地域コミュニティセンター費、13 節委託料、浄化槽の管理委託料 4 万 3,000 円では、羊蹄山麓環境衛生組合のし尿くみ取り料の共通単価が改定、値上げとなったことに伴い、一括契約しております浄化槽管理委託料が増額となり、各施設で計上してございました当初予算額に不足が生じることから補正するものでございます。今年度は、年度当初の対応として、前期、後期と 2 回に分け発

注を実施することとしております。なお、この後、各施設においても補正予算を計上しておりますので、この後の補正計上では説明を省略させていただきます。

17目の職員給与費、2節給料、一般職給の250万円、昨年度の職員採用や今後の退職等の職員異動に伴いまして年度途中での職員採用を予定していることから、必要予算を補正するものでございます。なお、当初の予算額と現在の実績ベースでの執行見込み額との差額を勘案し、最大で採用した場合に不足となる予算科目、今回は給料のみとなりますが、それについて補正をいたします。

14ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、平成28年度に実施しました臨時福祉給付金経済対策分事業について、やむを得ず未申請となった方を対象とした追加交付に要する経費を補正するもので、臨時福祉給付金交付事務にかかわる経費を補正するもので、所要経費は全額国から補助されます。3節では時間外勤務手当2万円、7節は臨時事務員賃金1カ月分15万2,000円、11節需用費では消耗品費で2万円、12節では通信運搬費と口座振替手数料で1万9,000円、14節は複写機使用料2万円となっております。19節負担金補助及び交付金では、15ページの一番下、臨時福祉給付金経済対策分対象見込み者60人の給付金1万5,000円で90万円の計上となっております。15ページの一番上、北海道自治体情報システム協議会負担金36万8,000円、こちらは、平成29年度より障害福祉人材の処遇改善を目的といたしました福祉、介護職員の処遇改善加算取得の促進特別事業が実施されることに伴いましてシステム改修が必要となったことから補正するもので、改修費については全額国庫補助となっております。

次に、15ページの中ほど、ニセコ町社会福祉協議会補助279万8,000円、社会福祉制度の改正に伴いまして、町の社会福祉協議会において福祉現場の人材確保のため各種手当の改善を実施することによる補正計上でございます。住宅手当、寒冷地手当、扶養手当、期末手当、通勤手当等の改善を行う内容となっております。この詳細につきましては、あす開催の議員協議会で詳しく説明をさせていただきます。

16ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節の繰出金では、簡易水道事業特別会計の補正予算に伴う収支均衡のための繰出金350万円の増額補正でございます。

3目の環境衛生費において、19節では、合併処理浄化槽設置整備の事業補助436万円、浄化槽の設置整備事業補助につきましては、近年、年間15基以内程度で推移しておりまして、今年度も当初予算において15基で予定しておりましたが、当初見込みよりも多い25基の申請が見込まれることから補正するものでございます。なお、本事業については、基準額の3分の1が国庫補助として歳入で計上してございます。合併浄化槽の追加分の内訳につきましては、5人槽の新築で6基の40万円、5人槽の改造で3基の49万円、7人槽の新築で1基の49万円の合計436万円となっております。

7目環境対策費では、合わせて2,000万円の補正計上でございます。こちらは別冊の補足資料の4ページをごらんください。こちらは、CO<sub>2</sub>削減のためのエネルギー構造高度化に向けました調査、普及、啓発事業について、資源エネルギー庁の補助事業に申請をし、採択される見込みであることから、事業実施に要する経費を補正するものでございます。なお、本事業は10分の10の補助となっております。ニセコ町では、環境モデル都市アクションプランに記載されました観光分野での再エネ等への推進、エネルギーの転換、家庭での草の根的な取り組みの3重点分野を中心に事業を展

開し、理解促進へとつなげてまいりました。このたび、この事業により公共施設への再エネ設備の導入、観光分野での再エネ等の推進、エネルギーの転換、町民一人一人の取り組みに向けた調査、検討事業及び勉強会等を行います。1節の報酬では、環境審議会委員報酬、10人の3回分、8節の報償費では、町民向け成果報告会講師謝礼20万円、9節の旅費では、環境審議会委員費用弁償3回分で2万7,360円、それと特別旅費として、新電力先進地の視察、こちらは鳥取県鳥取市、福岡県みやま市を予定してございますが、4人分で53万1,680円、17ページになりますが、11節の需用費の食糧費は、環境審議会のお茶代、印刷製本費は、町民向け成果報告会のチラシ作成、印刷代、12節の役務費では、町民向け報告会チラシの折り込み手数料、13節の委託料では、業務委託料1,900万円となっております。この委託料の中身は、環境審議会で審議する第2次アクションプランに向けた低炭素化推進方法の資料作成、公共施設への再エネ等設備導入の検討、観光分野での再エネ等の推進、エネルギーの地産地消に向けた調査、研究、草の根的な取り組みの推進、成果報告書の取り組みを予定してございます。公共施設への再エネ等につきましては、役場庁舎の建てかえ及び防災センターに地域の特性を生かした再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムを導入するための検討資料の作成を委託いたします。また、観光分野での再エネ等の推進につきましては、観光事業者向けの再エネ等勉強会や現場説明会の開催、小規模事業所のエネルギー構造調査、PRパンフレットの作成を委託いたします。エネルギーの地産地消に向けた調査、研究に関しては、勉強会の開催、先進事例調査の段取り、事務、新電力会社立ち上げ方法の検討及び事業可能性調査を委託いたします。草の根的な取り組みに関しましては、エコナイトカフェの開催、運営、フットパスイベントを通じた再エネ等のPR、理解促進を委託をいたします。なお、事業の詳細につきましては、こちらにもあす開催の議員協議会のほうで詳しく説明をさせていただきます。

続きまして、同じく17ページの2項の清掃費、2目の塵芥処理費、13節の委託料では、一般廃棄物最終処分場のし尿くみ取り料の共通単価改定に伴います浄化槽管理委託料2,000円の計上でございます。

18ページが、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の1節報酬では、農業委員報酬40万6,000円となります。改正農業委員会法の施行に伴いまして、農地の最適化を推進する目的で農地利用最適化交付金が創設され、農地の最適化に必要な農地利用状況調査や農地業務の活動に応じて農業委員会等に支払われる報酬に対して全額交付されるもので、その費用について補正をいたします。農地利用状況調査7,000円の30日分と担い手への農地利用調整業務7,000円の7件の2日で2人分の40万6,000円の補正となります。

3目の農業振興費、19節の法人化支援補助40万円では、農業経営力の向上支援事業の実施要綱等に定める農業経営の法人化支援事業に該当する案件で、新たに町内2戸の農業者が法人を立ち上げました。その該当法人の設立に要する費用として定額の40万円の間接補助金を補正するものでございます。歳入歳出同額の補正で、対象は1法人、町内に設立された農業法人、株式会社ひだまりとなります。

11目の土づくり対策費の18節備品購入費では、タイヤショベル1,479万6,000円の補正でございます。平成14年の堆肥センター創業当初より約15年間使用してきたタイヤショベルを更新するための

購入経費の補正でございます。現在のタイヤショベルは、経年劣化により故障が多く、そのたびに部品交換や修理により延命使用してきたところでございますが、5月に突然エンジンが停止するという故障が発生し、メーカー補修を行いました。原因の特定が難しい状況であり、早急な更新が必要となっております。大型車ということで、エンジンの急停止等の発生は暴走等につながる危険性が高く、また耐用年数も大幅に経過していることから、更新が必要と判断してございます。現在は必要最小限の補修で対応しておりますが、今後状況を見て、納入されるまでの間に喫緊の対応が必要とされた場合、指定管理者でございますJAようていとも相談しながら、代車等の対応も検討していく予定でございます。また、納入された後の現有タイヤショベルにつきましては、新たなタイヤショベルが納入された後、現タイヤショベルの状況を確認した中で対応を検討することとしております。なお、財源ですが、過疎債で対応すべく検討してございます。

続きまして、2項林業費、1目林業振興費の11節需用費の修繕料では12万5,000円、農政課の畜産林務係所管の公用車についてフロントガラスに亀裂が生じておりまして、早急に交換が必要なおことから交換修理経費を補正するものでございます。飛び石などが原因として考えられますが、直接の原因は不明でございます。なお、財源として同額、共済保険金を歳入で計上してございます。

19ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、19節では、商工業振興事業補助84万8,000円でございます。商工会職員の婚姻による諸手当の変更に伴うルール分の補助額の増について53万円補正するものです。また、綺羅カード会で実施する補助事業対応や、ふえております創業支援の相談業務対応による時間外対応について31万8,000円増額補正するものでございます。続きまして、ポイントカードの普及拡大事業補助430万円でございます。こちらは、別冊の補足資料の5ページに詳細を載せてございますので、あわせてごらんいただきたいというふうに思います。5ページ、6ページになります。綺羅カード会におきまして応募しておりました商店街・まちなか集客力向上支援事業について補助採択となりました。本事業は、既に導入しておりますポイントカードシステムをIC型多機能ポイントシステムに入れかえるものでございます。現行システムは機器の老朽化が進んでおりまして、故障等が頻発していることから、新たに情報発信機能を付加し、データ管理や分析などが行いやすいシステムを導入いたします。新システムでは個人ごとにカードを所有してもらい、顧客管理に活用するほか、高齢者などで希望される方は来店情報などを家族にメールでお知らせするなど見守り機能も充実させます。また、外国人観光客に対応できるアプリ等が活用でき、将来的に各種の電子マネーが利用できる拡張性があるなど、商店主にも利用者にとっても利便性の高いシステムとなっております。なお、導入は11月以降を予定してございます。現行のカードは使えなくなりますが、事務局で残りポイントを移しかえますので、利用者が不利益をこうむることはございません。この新システムの導入に当たっての総事業費は1,127万5,116円で、国庫補助が3分の2、残り3分の1を町が支援するものでございます。

次に、2目観光費、9節旅費では、特別旅費で12万4,000円、観光産業のシンクタンクであります日本交通公社が主催する研修の受講費用1名分、東京3泊4日を補正するものです。研修では、観光振興組織が自立し、相互に連携する関係性構築手法について関係講義や先進地担当者の講話があり、ニセコエリアの課題である交通網の進展や旅行ニーズの多様化に対応するなどに際し見地を得

られる内容となっており、現在取り組みを進めておりますDMOについての基礎を学ぶものでございます。なお、19節では、研修会参加負担金として2万円の計上でございます。13節の委託料では、アンヌプリ地区トイレと五色温泉インフォメーションセンターでのし尿くみ取り料の共通単価改定に伴う浄化槽管理委託料2万3,000円の計上でございます。

20ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料では、町道等維持管理業務委託料80万6,000円、町道維持補修作業委託業務にて行っております町道の路肩草刈り作業について、資源保全推進会で行っている路線の一部が作業上支障があることから、まちで実施するため、該当路線の草刈り経費を補正するものでございます。1キロ当たり1万1,300円の33キロの2回分の消費税で80万6,000円の計上でございます。

4項公園費、1目公園費、12節役務費では、管理作業委託料13万7,000円でございます。こちらは、参考までに別冊の補足資料3ページにその箇所図を載せてございます。桜ヶ丘公園の丸太階段等補修でございます。桜ヶ丘公園の丸太階段について、劣化により腐食し、支障となっている箇所の交換にかかわる経費を補正するものでございます。また、公園の中央入口側に転落防止のために設置している鉄柵が積雪等により破損していることから、交換にかかわる経費を補正するもので、管理作業手数料1人工1万1,400円の10人で13万6,800円の計上でございます。なお、16節原材料費では、階段補修用丸太40段分と鉄柵を原材料として54万1,000円計上してございます。13節の委託料は、曽我森林公園施設のし尿くみ取り料の共通単価改定に伴う管理委託料8,000円の計上でございます。

7項住宅費、1目住宅管理費の13節委託料につきましても、公営住宅西富団地4棟のし尿処理料の共通単価改定に伴う管理委託料2万円の計上でございます。

21ページ、8項空港費、1目ヘリポート管理費の委託料につきましても、ニセコヘリポート管理棟のし尿くみ取り料の委託料1,000円でございます。

それでは、22ページ、10款教育費、1項教育総務費、3目教職員住宅費、13節委託料、近藤小学校教職員住宅の2戸分のし尿くみ取り料の共通単価改定に伴います浄化槽の管理委託料3,000円の計上でございます。

4目の教育諸費において、道補助金282万円の財源充当による一般財源から財源の振り替えでございます。内容は、歳入のほうで説明をいたします。

2項小学校費、1目学校管理費において、12節役務費の手数料13万円、箇所図としては、これも一応参考として補足資料の3ページに載せてございます。ここにつきましては、ことし4月18日の強風によりニセコ小学校グラウンドの樹木が倒れる案件が発生いたしましたが、平成27年にもこの場所で同様の倒木がございました。今後もさらなる倒木が心配される樹木3本について、小学校児童や通行人、近隣家屋への被害未然防止のため、伐採する経費を補正するものでございます。13節の委託料では、近藤小学校のし尿くみ取り料の浄化槽の管理委託料2,000円でございます。

4項の高等学校費、4目寄宿舎管理費、15節の工事請負費では、ニセコ高校寄宿舎の給湯設備の改修工事326万2,000円となっております。こちらでも工事箇所として3ページに補足資料で載せてございますが、寄宿舎の部分でございます。この工事は、ニセコ高校寄宿舎の石綿含有保温材の対策として、ことし3月の議員協議会で説明申し上げました内容のとおり、当面の対策として実施する

ものでございます。積算の都合上、今年度当初予算の計上には間に合わなかったことから、今回補正で計上いたします。改めて経過を説明いたしますと、寄宿舎の機械室の煙突について、昨年度実施した専門事業者による調査、分析の結果、煙突内部の断熱材に石綿を含有していることが判明いたしました。同調査により、部材の状況は安定しており、周辺空気中への飛散がないことが確認されていますが、今後部材劣化が進むと撤去を行わなければならない状態が想定されることから、今回対策工事を行うものでございます。工事の内容は、老朽化した大型給湯用ボイラーをFF式設備に更新することにより煙突の使用を中止するとともに、煙突を閉鎖するものでございます。なお、閉鎖した煙突は、将来の大規模改修等の際に解体撤去を行う予定としてございます。また、本経費については特別交付税の対象となりますので、今後算定を行う予定でございます。

23ページになります。

○議長（高橋 守君） 説明を中止してください。

#### ◎会議時間の延長

○議長（高橋 守君） 議事の都合により、あらかじめ会議の時間を延長します。

#### ◎日程第32 議案第15号から日程第40 議案第23号（続行）

○議長（高橋 守君） 説明を開始してください。

○副町長（林 知己君） 23ページ、5項幼児センター費、1目幼児センター費、7節賃金では、臨時保育士等賃金84万1,000円の計上でございます。現在5歳児クラス45名について、担任、副担任、支援員、これは困り感のある2園児の対応の3人体制で保育を行っておりますが、新たに困り感のある園児1名について、困り感の状況や小学校への円滑な移行を考慮した際、早い段階での加配対応が必要と判断され、また保護者の希望もあることから、臨時保育士賃金1名分を補正するものでございます。

6項社会教育費、2目有島記念館費の13節委託料では、有島記念館と有島公園トイレのし尿処理料の単価改定に伴う委託料6万2,000円の計上でございます。

7項保健体育費、3目給食センター費、7節賃金では、臨時事務員賃金59万2,000円でございます。こちらは、道派遣の管理栄養士が病気療養中で休職となる見込みであり、復帰のめどが立っていない状況にあります。職場復帰または代替栄養士の配置までの間給食センター業務に支障が生じないよう、臨時職員を雇用し対応するため補正するものでございます。今後の診断や復職、代替配置の状況、経過を考慮し、当面の期間として10月末までとしてございます。

24ページになります。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目の農業用施設災害復旧費ですが、集約草地災害復旧工事として334万8,000円を増額補正するものでございます。工事箇所図といたしましては、ニセコ町集約草地、別冊の補足資料2ページにも記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。集約草地内の道路の法面について、融雪により地すべり崩壊、幅32メートル、奥行き20メートルが発生しておりまして、崩壊が進むと道路側溝等にも影響を及ぼすおそれがあることから、復旧費用を補正するものでございます。なお、発見当初においては対処

措置を施し、土砂水分が引いた後復旧処理する運びとしてございました。

25ページから27ページの給与費明細書については、後ほどごらんいただきたいと思います。

続いて、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。歳入、6ページでございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金では、障害者地域生活支援事業費補助金36万8,000円、こちらは、平成29年度より障害福祉人材の処遇改善を目的とした福祉、介護職員の処遇改善加算取得促進特別事業が実施されたことに伴い、システム改修が必要となったことから補正するもので、この改修費については10分の10国庫補助となっております。次に、歳入歳出同額の補正でございます。次に、歳出で説明をいたしました追加交付する臨時福祉給付金にかかわる経費に対する補助金、10分の10の国庫補助を補正するもので、交付金分90万円と事務費分23万1,000円の113万1,000円の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金では、こちらも歳出で説明をいたしました浄化槽設置整備事業補助の追加補正分については基準額の3分の1が補助となることから、循環型社会形成推進交付金114万4,000円を計上してございます。次に、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金2,000万円、こちらも歳出で説明をいたしましたCO<sub>2</sub>削減のためのエネルギー構造高度化に向けた調査、普及、啓発事業について、資源エネルギー庁の補助事業に申請し、採択される見込みであることから補正するもので、本事業も10分の10の補助となっております。

7ページになります。15款道支出金、2項道補助金、1目の総務費道補助金、1節の総務管理費補助金では、地域づくり総合交付金314万円の計上となっております。まず、歳出で説明いたしました移住促進事業実施に伴います移住フェアへの出展経費については、本年度は北海道との連携事業として道交付金2分の1補助が優先採択される予定であることから、11月開催分で今回歳出補正額34万7,000円と、6月開催分の移住フェアも対象となることから、合計64万2,000円の2分の1補助で32万円の計上となっております。残り282万円については、前年度に後志総合振興局が主となり地方創生交付金を活用して連携事業として外国語教育推進事業を実施いたしましたが、今年度は北海道地域づくり総合交付金により取り組みが継続される運びとなり、本町実施中の事業について補助対象となることから、歳入予算を補正し、既存の教育費予算に財源充当するものでございます。こちらの事業も北海道との連携事業として道交付金2分の1補助が優先採択される予定で、教育委員会で外国語指導助手を学校に配置する事業経費であります外国語教育推進業務委託料565万8,000円の2分の1で282万円の歳入計上となります。

4目農林水産業費道補助金、1節の農業費補助金の農業委員会等活動促進事業補助金については40万6,000円の補正計上です。改正農業委員会法の施行に伴いまして、農地の最適化を推進する目的で農地利用最適化交付金が創設され、農業委員会等に支払われる報酬に対して全額交付されるもので、その歳入について補正するものです。本経費についても10分の10の補助となります。次に、農業経営力向上支援事業補助金については40万円の補正計上です。農業経営の法人化支援事業に該当する案件で、その法人設立に関する費用の間接補助分の歳入補正で、歳入歳出同額の計上となっております。

8ページは、16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節の土地売却収入では、

町有地売り払い収入97万2,000円でございます。箇所図として、別冊補足資料の3ページをごらんください。3ページ、左の上に町有地売り払い箇所ということで、平成29、民間集合住宅用ということで線で示している新有島団地の横の部分でございます。こちらは、行政報告の中でも一部報告させていただきましたが、自己所有地に賃貸住宅の建設を予定している町内不動産会社より、取りつけ道路及び駐車場用地として隣接する町有地の取得、字有島8番地126、192.24平米の申し出があったところ、慢性的住宅不足対策につながることから、まちとしても売却することとし、その土地売り払い収入を補正するものでございます。なお、売却価格は、価格評定委員会において算定された額となっております。平米単価5,060円の192.24平米、97万2,734円となっております。

9ページ、17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、ふるさとづくり寄附金として3件202万5,000円あったことによります歳入補正でございます。

10ページになります。19款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るため、3,912万2,000円の計上でございます。

11ページ、20款諸収入、5項4目23節雑入において、農林課所管公用車の破損修理に伴います自動車事故共済金12万5,000円の計上でございます。

議案第22号の説明は以上でございます。

それでは、日程第40、議案第23号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

議案の29ページになります。議案第23号 平成29年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

平成29年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,890万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月15日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が30ページ、歳出を31ページに載せてございます。

32ページを飛ばしていただきまして、34ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。35ページ、歳出で、歳出の合計額、今回の補正額950万円の財源につきましては、地方債で600万円、一般財源で350万円でございます。

歳出からご説明いたします。38ページをごらんください。38ページ、2款管理費、1項1目維持管理費、15節工事請負費において、簡易水道関係工事請負費として合わせて950万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、水道施設維持補修工事で350万円、こちらは、新年度に入り漏水修理工事が多く発生したことから、当初予算で見込んでいた分をほぼ執行しているため、水道水の安

定、迅速な漏水対応のため、今後の漏水修理費に一定額を措置する必要があることから、補正計上するものでございます。次に、箇所図として、別冊の補足資料、こちらも2ページ、3ページを参考までにごらんいただきたいと思ひます。配水管の更新改良工事100万円につきましては、町道西北連絡線の曾我地区の配水管の更新工事設計変更に伴う増額補正でございます。財源としては、2分の1を辺地債、残り2分の1を簡水債で充当いたします。次に、38ページの一歩下の配水管布設工事500万円につきましては、曾我地区の民有地に布設しております配水管について、集合住宅の建設により支障となることから、新たなルートで配水管を布設する必要があることから、工事費を補正するものでございます。新ルートにつきましては道道岩内洞爺線を横断する必要があることから、一部推進工法により延長35メートルの布設を行います。財源といたしましては、こちらも2分の1を辺地債、残り2分の1を簡水債で充当いたします。

次に、36ページの歳入になります。36ページ、3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金、歳入歳出補正に伴う収支均衡による350万円の補正でございます。

37ページ、6款町債、1項町債、1目簡易水道事業債では、ただいま歳出で説明をいたしました曾我地区の配水管更新工事100万円と曾我地区の配水管布設工事500万円について、その財源として起債を100%充当するため補正するもので、2分の1を辺地債、残り2分の1を簡水債の借入れ予定でございます。辺地計画につきましては、本定例会の議案第16号であわせて提案させていただいてございます。

32ページに戻っていただきまして、第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入でご説明いたしました配水管更新事業と配水管布設事業の追加に関する補正を行うものでございます。変更前の限度額2,310万円が変更後2,910万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおり変更はございません。それから、39ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

議案第23号の説明は以上でございます。なお、本補正予算にかかわる各会計総括表及び一般会計、簡易水道会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料ナンバー2に記載してございますので、こちらも参考までにごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 守君） これをもって提案理由の説明を終わります。

#### ◎休会の議決

○議長（高橋 守君） お諮りします。

議事の都合により、6月16日から6月20日までの5日間を休会にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月16日から6月20日までの5日間を休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 守君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、6月21日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)